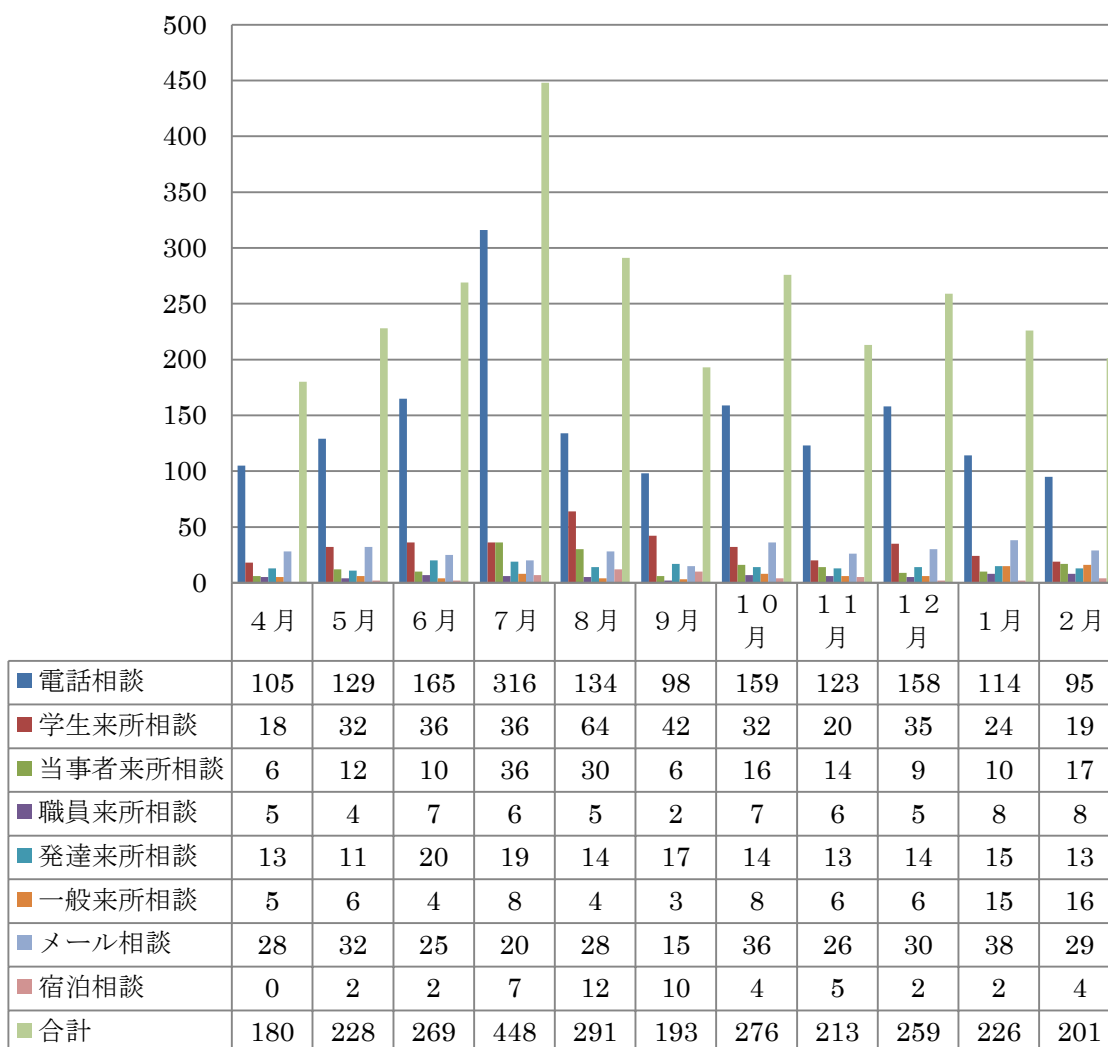


目 次

はじめに	1
社会的養護等当事者へ進路自立支援相談事業の年間相談状況	3
1. 相談事業における相談状況	4
①電話相談	4
②学生来所相談	5
③当事者来所相談	6
④職員来所相談	7
⑤発達来所相談	9
⑥一般来所相談	11
⑦メール相談	11
⑧宿泊相談	12
2. 相談・研究所を写真で紹介	13
3. 社会的養護等当事者への進路自立支援相談事業を 通して児童福祉施設・児童福祉行政機関等職員の方々への提言	15
4. 子育て発達相談室の実践	25
5. 児童養護施設の子どもの進路とアフターケアに関する調査	34
6. 児童養護施設における暴力に関するアンケート調査	50
7. 東海3県の児童養護施設へのインタビュー訪問調査	90
8. 全国の社会的養護当事者団体によるシンポジウムと 児童養護施設出身者の講演と高校生対象の大学進学説明会	121
9. あとがき	131
10. 執筆者一覧	132

社会的養護等当事者へ進路自立支援相談事業の年間相談状況

相談件数、相談方法（のべ件数）



※相談事業は2012年4月1日開所して、2013年2月20日までの期間を集計したものです。

※電話相談に関しては、電話で相談したい内容を聞き難い問題は、その後、後日来所相談ケースになる場合が多い。

※電話相談に関しては、土・日・夜間の相談も入っています。

※学生相談に関しては、就職相談が一番多く、他の相談はNPO法人の企画事業の相談・準備での来所相談ケース。

※当事者相談に関しては、年齢の高い人の相談が多く、相談内容は家族、仕事、友人問題等の来所相談ケース。

※職員来所相談に関しては、若い職員が自分の担当の子どものこと、施設のことでの来所相談ケース。

※発達来所相談に関しては、子どもと親が対象ですので土・日に来所相談を設定しています。継続相談ケースが多い。

※一般来所相談に関しては、NPO法人の活動内容等での来所相談ケースが多い。

※メール相談に関しては、理事長の責任で相談者には回答しています。内容により回答していないメールも含まれています。

※宿泊相談に関しては、当事者と学生の宿泊が多い。

相談事業における相談状況

2012年4月1日から始めた相談は2013年2月20日までの11か月間で①電話相談、②学生来所相談、③当事者来所相談、④職員来所相談、⑤発達来所相談、⑥一般来所相談、⑦メール相談、⑧宿泊相談が延べ2,784件という最初の予想をはるかに超えた相談がありました。それだけ社会的養護等当事者を中心とした関係者の皆さんが日頃から多くの悩みを抱えていることが相談内容から伺うことが出来ました。

最初の予想では1日1件、月30件、年間通して数百件程度と考えていましたので、準備等も慌てる必要がないと思っていましたが、土・日・平日でも朝から夜までいつでも相談を受け入れていましたので、多くなったのかも知れません。

以下は①から⑧までの相談種類内容について守秘義務を踏まえて特徴的な相談ケースを中心に報告させていただきます。

① 電話相談

相談件数で他を圧倒的に抜いて多かったのが特徴です。相談事業へ最初にかかってきたのは、兵庫のA施設の児童指導員からの電話で現在担当の高校2年生の子が相談に来て相談中ですが、医学部に受験したい希望があるが6年間で1,200万円費用が必要で何か奨学金を受ける方法がないかとの相談が飛び込んできました。担当指導員は理事長が大学の時のゼミの卒業生であったことからの電話でしたが、もう少し本人と話し合っ、具体的の方針が出てきたらもう一度連絡をいただくように伝える。この相談から2日後に三重のB高校の先生から施設から通学している高校2年生の施設児童の件で相談したいとの電話がありました。最近発達障がいのある行動を起こしており、どのように指導をしたらよいかとの話で、取りあえず三重県のC児童相談所等を紹介して、先生には発達障がいと思える行動を記録にしてメールをしていただくようお願いをする。

このように施設職員から直接に来るケースや施設児童の通っている高校の先生からの相談や家庭を持って生活をしていて夫婦喧嘩の最中に電話があり、離婚をしたい、家を出ていく等大声でわめき散らしたケース等時間帯に関係なしの電話等ここでは書き入れない内容が毎日平均で3~5件、月平均100~150件程の相談を受けています。それでも電話だけの相談で解決すれば良いのですが、電話では解決できないような内容ではメール、あるいは来所相談につなげています。来所相談まで来てくれれば解決の道と一緒に考えることが出来ますが、来所できないケースも多くありその後、まったく連絡が途絶えたケースもありました。電話相談だけの相談の限界も感じました。もっと相手に寄り添いじっくりと相談に乗ってあげたいのですが、電話相談だけでなく他の仕事もあり、電話相談員の専任が必要と感じましたが予算的に無理のため、現状の中で最善の方法を考えていくしかありません。

② 学生来所相談

学生の来所相談事業に来る学生は、NPO 法人「こどもサポートネットあいち」が大学生・ファミリーホーム・施設職員対象の養成講座を受講されている方が大多数でした。彼等や彼女たちは将来社会的養護等に就職したい意欲ある学生たちで、NPO 主催のキャンプや登山、クリスマス会、スキー等に企画、準備、当日の指導等に積極的に加わってくれた学生たちで4年生の就職相談が圧倒的に多かったです。

彼らは一方で就職するための準備をしながら将来必要となる実践を体験する貴重な1年間となったことと思います。野外活動への参加児童は社会的養護で生活をしている施設の子どもたちが約半分と一般募集の発達障がい児と健常児の希望児童で交流をねらいとした目的で企画内容を受講生が実施企画2か月前くらいからNPO事務所に実行委員が集まり、しおりづくりや備品の準備、特に対応が大変な子どもたちが多いため下見には十分時間をかけて調査を行っています。その他、班別、部屋割り、グループ分け等長期間にわたり、遅い時には夜10時過ぎまで話し合っ作り上げていたことが印象に残っています。

NPOの事業に参加してくれた学生の就職に関しては、求人があった場合には理事長名で推薦をしています。推薦理由は養成講座受講生で現場に通用すると思われる優秀な学生には、就職の際に積極的に現場へ就職してほしい気持から推薦させていただいています。推薦をするからには就職後何か困ったことや問題があれば推薦したNPOとしてフォローもさせていただくことをきちんと就職先の施設長宛に書いて推薦をしています。

毎年養成講座受講生が10名以上社会的養護等の施設・行政機関等へ就職をしています。今年も養成講座受講生の12名程が東海3県の社会的養護等の施設に就職が決まっています。



平成24年度 養成講座受講生の一部学生の集合写真

③ 当事者来所相談

社会的養護等当事者からの来所相談は大変重要な内容が多くありました。中には元気に頑張っているよとの近況報告を兼ねた相談もいくつかありました。重たい重要な相談については、今回の報告書に児童福祉施設・児童福祉行政機関等職員の方への提言として一部載せておきましたので、当事者にとっては大変重要な問題だと思いますので、是非何らかの対策を講じていただければと思います。

その他の相談について一部を簡単に紹介します。①4 姉妹で児童養護施設に入所され全員が退所してそれぞれ就職し結婚をしたのですが、2 番目の Y 子さんから姉のことで相談したいとのケースでした。このケースは姉が旦那さんと経営していたラーメン屋が経営に行き詰まり、自己破産となり現在弁護士と相談中とのことでの相談でした。姉夫婦は自殺未遂を図ったが命を取り留め現在は何とか立ち直ろうと頑張っており、妹として支援をしたいがどう対応したら良いかとの相談でした。妹としては姉が住んでいる滋賀では支援をすることも限界があり、名古屋へ引っ越して近くであれば何とかしてあげるとのことでしたので、破産処理をされている弁護士に相談をして名古屋へ引っ越して住まいは生活保護をつけて民間アパートを借りる手続きが何とか出来て名古屋へ引っ越すことが出来たケースの相談。

②k 君のケースは年齢も 50 歳を超えていますが、なかなか自分一人では困ったことを処理できない性格で、未だに独身でダクト関係の仕事をしている彼からの相談で、耳が聞こえなくなったので、何か保障していただける方法がないかとの相談ケース。とりあえず、耳鼻科へ行って検査をしていただき、症状がはっきりしてから次のことを考えるからと伝え、耳鼻科に行き障害があるかを調べていただき検査結果を区役所の福祉課に行き相談して障害認定をいただき月 5,000 円程がいただけることになったケース。③家庭内別居をしている A 子さんのケースの相談。A 子さんは家庭内別居を続けて 5 年以上になり、旦那は旦那の家庭にべったりのマザコンタイプとのことで、現在夫婦の間には受験生である娘さんがおりいずれは旦那さんが引き取ると言っているが、現在は A 子さんが面倒を見ている。A 子さんは介護の資格を取ったら正式に離婚をして家を出る予定とのこと。娘の受験に関しては成績があまり良くないので家庭教師をお願いをしているが、そのお金は自分で工面しているようである。これから離婚に関しては色々と問題が出てくると思われるケースである。④40 歳になる M 子さんのケース。このケースは M 子さんが保険会社勤務中に脳梗塞で倒れて療養して今では元気になり、他の件で相談に来た時にその話が出て何の手続きもしなくて保障がないとのことで、すぐに保険事務所へ行って相談するように指示しましたが、保険事務所ではすでに期間が過ぎており保証はダメとのこと。もっと早く誰かに相談していれば何らかの手が打てたケースである。以上が 4 月からの当事者来所相談で相談したケースの一部分である。年齢の高い当事者にとってはこの相談事業の利用は大切だと感じました。

④ 職員来所相談

大学・短大・専門学校を卒業して、乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設等の職員となり、福祉専門職として社会的養護の実践の場で子どもたちと日々向き合うと、学生のと時の実習では予想しなかった場面、どう対応したら良いのか戸惑う場面に多々遭遇した職員は多いと思います。

現状の施設では先輩職員からのアドバイスや施設長等主任クラスの職員からのスーパーバイズ、自己研鑽、現場経験を重ね、専門性が向上する努力を心がけることで解決してきたことと思います。しかしながら、宿直や夜勤など変則勤務による生活リズムの変化で体調を崩すことが増えたり、無断外泊や夜間の無断外出・問題行動への対応で疲労困憊したり、小規模グループケア・ユニットケアによる一人勤務の重荷に耐えられなくなったり、職員間のコミュニケーション不足などで孤立感・疎外感が膨らんでしまい、数年で離職してしまう人も多いのも現状だと思っています。

以下は養成講座を受けて社会的養護等施設に就職した職員からの相談のいくつかを紹介しておきます。報告書の中には事例とコメントを載せておきました。

①小学生女子、中学生女子の集団になったとたんに反抗する態度に困っている。ハイテンションになり言葉が入らない・暴言や反抗的態度が増える。

②記録には何を重要視して書いたら良いのかわからない。担当の主観で書くので内容に偏りが出るのはいいのか。仕方がないで済ませて良いのか。

③中2女子。被虐待児。小1～小6まで施設で生活し、中1で家に帰るも半年も経たずDV・ネグレクトにより家出。一時保護を経て同施設に中学2年の春に戻ってくる。施設に戻り、最初のうちはいい子で生活していたが、夏ごろから試し行動が見られ、担当に対しての暴言を吐いていても、次の場面には何事もなかったように声をかけてくる。最近では「ピアス空けよっかな～」 「タバコ吸ってるんだよ、悪い子でしょう」など、こちらの反応を伺う言動が出ている。やめなさい！と言うと怒り出すのは目に見えていたので、「そうなんだ～」 「まあ大きくなってからやったらどう？」などとやわらかく反応するも、その場で空けだした。どう反応したらよかったのか。彼女への対応策が知りたい。

④高校への進学というよりも、将来のイメージが全く出来ない。自分が何をしたいのかわからない。将来の夢はあっても、そこへたどり着くために何をしなければならぬかわからない。わかっても行動が伴わず、必要な勉強をしなかったり、ふわふわした生活をしていたりしている。効果的なサポート方法や、やる気の出し方を知りたい。

⑤療育手帳C判定の子どもの卒園後の生活サポートについて。施設ではある程度自分のことは自分で出来るが、柔軟性や社会常識に欠け、ひとりで生活するには不安を感じるレベル。現在はグループホームを探しているが、なかなか空きは見つからず難しい。母親は精神病院で入退院を繰り返し、父親とはずっと会っておらず、

同居女性がいるため同居も考えられない。卒園後の生活にはどのようなサポート、暮らし方があるか。そのために今担当や子どもは何をしておくべきか。出来ることは何か。

⑥勤務に入ると、他の職員と話せるのは連絡事項があるときだけです。ユニット内には常に私一人しか職員はいないので、先輩職員の対応の仕方を見ることができません。どのように介入し、注意したらよいのか、子どもの心に響く言葉かけのやり方などを学ぶ機会はほとんどありません。私自身、子どもからの試し行動になかなか冷静に対処できないこともあります。いつも一人勤務ですので、子どもたちのトラブルも起きやすいです。トラブルが起きたとき、先輩に相談してから対応していると時間が経過してしまい、注意の即効性もなくなってしまいます。けれども自分一人で対応することに自信も持てません。こんなことからいつも中途半端な対応になってしまい、同じことが繰り返し起きてしまい困っています。

上記以外にも勤務の中で困ったケースを多くの若い職員は抱えています。なかなか先輩職員や他の職員に相談する機会がなく、一人で悩んでいることが多いことがわかりました。こんな状態が長く続くと社会的養護等職員として自分は適していないのではと悩んで辞めていくケースを耳にします。そのために悩んでいる職員をどのように支援するかが課題です。

当 NPO へ相談に来られたケースについては事例をまとめて事例集として冊子にして、社会的養護等施設現場で悩んでいる若手職員の参考書となるようにしていきたいと考えています。



養成講座で将来社会的養護等施設職員を目指す意欲的な学生達の受講風景

⑤ 発達来所相談

発達来所相談は年間を通して土・日を中心に利用者の都合で他の日も相談を実施しています。具体的相談事例は守秘義務の問題もありますので、問題のない相談内容を発達相談員からの相談内容として載せておきましたので、ここでは発達しょうがいを行っている相談室の取り組みについてご紹介させていただきます。

ご利用されているのは広汎性発達しょうがいを中心とする発達しょうがいのお子さんが中心で、注意・集中の問題や学習上の課題をかかえているお子さんもいます。保護者の方の当相談室に対する要望としては読解・作文を中心とした学習面の支援と適切なコミュニケーションが中心で、相談室は予約制で1時間半ずつ実施しています。

みなさんご存知のように自閉症を中心とする発達しょうがいの病因論は複雑な変遷を遂げてきており、近年ではミラーニューロン仮説が流行しています。複雑多岐にわたる症状の説明、あるいは支援についてさまざまな理論・方法論があり、今の時代に広く受け入れられる説明の傾向はありますが、明確に広く受け入れられている確定した説明はまだないのではないのでしょうか。ただそれぞれの子どもたちのかかえる問題にそれぞれ複数の要因が関係しており、同じ診断名であってもそれぞれの子どもに個別的なアセスメント・支援が重要であるということと言われています。

発達しょうがいの今日的課題については有病率などの疫学的なことも含めてさまざまな議論があります。その原因には発達上の問題だけではなく家庭・教育・社会の問題が大きく影響していることは間違いのないでしょう。ただ発達しょうがいをめぐる問題が保育・教育・子どもの福祉に関する大きな問題になりつつあることは確実に言えることです。また直近の問題としては学習指導要領の改訂によりこうした子ども達が不得意とする言語活動が国語以外のあらゆる科目において重視されつつあることがあげられます。いずれにせよ子どもの福祉・教育にかかわるにあたって、発達しょうがいに対する基本的な理解とその仕事を遂行するにあたっての発達しょうがいに対する何らかの準備や“かまえ”が求められていると言えます。

発達しょうがいについては多くの特徴があげられています。またどの特徴がハンディとどう関係するのかについてもさまざまな説明があります。たとえば知覚は行動により意味や意図性を持ち、そこから生活世界が生まれます。それは空間表象や動的な概念をもたらし、他者の意図性の解釈につながるものです。発達しょうがいをかかえるお子さんの場合知覚や情報処理のプロセスに特徴があり、それが情報処理やその解釈に独自性をもたらし、結果として同じ体験を他者と共有することが困難となり、コミュニケーションやさまざまな文化・社会的な活動に支障をきたすという説明ができます。重要なことは自己と他者の活動のモニタリングの上に社会・文化的な遺産は継承されるということです。それは発達初期の3項関係の成立から見られるものです。もちろんそれだけですべてが説明できるものではありません。

上記の理由などによりその年齢において自然に体験される活動から発達しょうが

いを持ったお子さんは何らかの形で疎外されることがあります。他者と何らかの活動を共有する中で相互作用に基づきその活動を展開・統合することができないとその活動は発展せず、またつまらないものになります。そこで利用者の方の要望を尊重しつつも、当相談室においては学習支援の場面においてもやり取りの中で一緒に問題を考えてゆくことを重視しています。またこれは任意ですが、基本的に保護者の方に支援場面に同席していただいております。これは保護者の方にお子さんの課題場面における姿を見ていただくことによってお子さんがどこに苦労しているのかを理解していただくというねらいがあります。

ご相談は学習に関するものが多いので、最初にそれぞれのお子さんがどのように課題に取り組んでいるのかについて明らかにするためにアセスメントを実施しております。検査は学習支援に有効な DN-CAS を中心に、必要に応じていくつかの検査を組み合わせて実施することもあります。その結果はその後の学習支援の場面においてそのお子さんの問題解決上のつまづきを説明するときにはこのことは多くのヒントを与えてくれます。知覚トレーニングとしてはパソコンソフトやプリント、ゲームを使用しています。物語理解のためにはワークシートを利用、パペット・ジオラマ・手紙等を併用して登場人物の感情・意図・行動の理解を促しています。説明文理解のためには実施可能な範囲において観察・実験をおこなったり、地図を利用したりしています。こうした子ども達はイラスト・地図・数字が大好きです。また知覚トレーニングとコミュニケーション支援をかねたボードゲームなどを一緒にやったりしています。このような活動をどれだけ組織化できるのかはお子さんの状態に大きく左右され、課題場面における相互交渉や活動の組織化が困難なお子さんもあります。その場合そのお子さんがその時々何に興味を持っているのかを直接お子さんから、あるいは保護者の方にお聞きして、興味を持っていることに関連する書籍や活動を準備します。

しょうがいを持ったご家族はさまざまところで相談をされ、視覚・言語・運動などの専門的なトレーニングを受け、絵画・楽器・料理・スポーツなどの文化的な活動に参加されています。具体的な活動の中での相互交渉の保障と気付かれた保護者の方の具体的な相談に応えることにこの相談室の存在意義があると考えています。



こどもサポートネットあいちの発達相談室に用意されているおもちゃ等

⑥ 一般来所相談

一般の方での来所相談が多かったのは講演依頼のお願いついでに今の子どもたちのことでの相談でした。児童虐待等を中心に地域の子育て支援をしている人や学校の先生、民生委員・児童委員の方対象の啓蒙的なお願いがありました。NPO こどもサポートネットあいちでは発達しょうがい相談や健常児と発達しょうがい児の交流キャンプ・登山・クリスマス・スキーと年間企画をしていますが、年々発達しょうがい児の子どもたちの参加が増えてきていますし、社会的養護等施設からの子どもたちの参加も招待として1事業に4施設から5施設参加していただけるようになってきました。

マスコミ関係の相談もいくつもありました。社会的養護等出身者のインタビューとか相談事業に来る当事者の方についての質問もありました。

学校の先生の相談もありました。多くは自分に関わる子どものことでどうしていいか困った相談がありました。中には施設から通っている施設児童が起こす色々な事件に関しての相談もありました。

養成講座受講生ではないですが、学生が受けている授業で社会的養護等の子どもたちのことで調査をして発表しなくてはいけないので、お話をお聞きしたいということでの来所もありました。

⑦ メール相談

直接顔が見えないからの安心感からのメール相談も多くありました。メール相談に関しては回答した返事が残ることもあり、回答には慎重に対応させていただいています。できれば来所していただくように連絡をさせていただいていますが、メールだけの相談もいくつもありました。

基本的には相談したい方の連絡先、氏名、相談内容等を最初にお聞きしきちんと教えていただいた方に回答を差し上げています。

NPO 法人「こどもサポートネットあいち」としての回答は全て理事長の責任で今までは対応させていただいてきました。相談というよりは、連絡等の報告や質問等は事務員等が回答させていただいています。

メールでの回答の難しさは、専門家の意見をいただかないと回答ができないような内容もいくつもあり、質問内容によっては専門家へ繋げるためにそちらに相談されるようにとの紹介をさせていただいたケースもあります。

メールに関しては送られてきたものについては、できるだけその日に回答を差し上げるように心がけています。

⑧ 宿泊相談

4月から12月までの8か月間で、宿泊を伴った相談は毎月ありました。基本的には相談事業は初年度であり、簡単な宿泊できる備品等用意はさせていただいていますが風呂に関しては夏過ぎに給湯器が故障のため、宿泊者は銭湯を利用させていただくことになりました。次年度には今年以上に宿泊者が増えることを考えれば、銭湯を含めて少し宿泊ができる準備を考えていく必要があります。

今年度に宿泊した人は、県外の当事者団体の方が来られた時や学生相談で遅くなった時やキャンプ・登山・スキー等で下見に早く出発する場合と、準備で遅くなった場合に利用しています。

その他は当事者の方が職探しで相談に来ていて今晚の宿泊する場所がない時に利用したケースもありました。寝具等もあるものを利用していただいていたのですが、来年度に関しては寝具等必要なものを用意する必要があります。

相談事業における宿泊設備は今後備品として布団とシーツやタオル、衣類等の洗濯が必要になるため洗濯機も必需品として用意する必要があると思います。



社会的養護等当事者への進路自立支援相談室の宿泊室



宿泊者が利用するお風呂と洗面所（現在お風呂は給湯器が故障中）

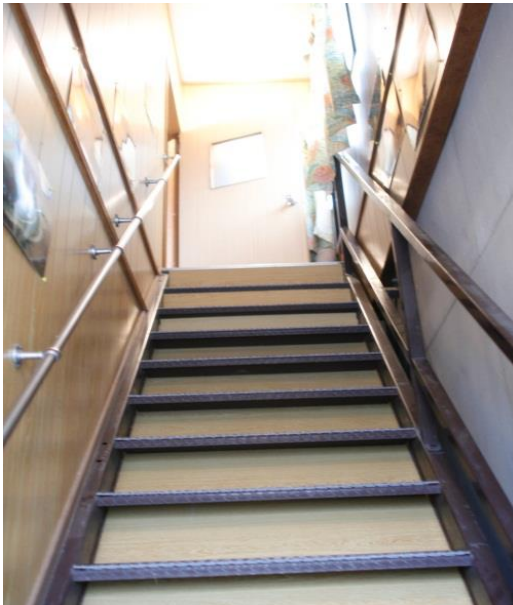
NPO法人「こどもサポートネットあいち」相談・研究所



相談・研究所の全景【2階部分】



悩みごと・自立支援相談室



相談所【2階】への階段



相談所を階段から見た2階の正面



相談・研究所事務室



相談・研究所事務室



宿泊者が利用できる風呂



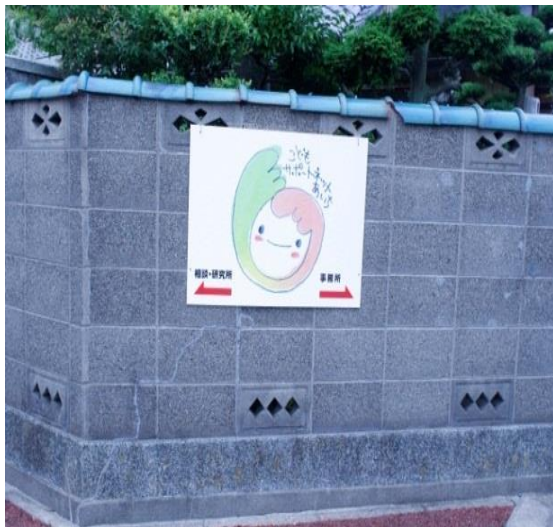
食事団欒ができるキッチン



宿泊が可能な部屋



宿泊が可能な部屋



相談・研究所と事務所の案内看板



相談・研究所入り口

社会的養護等当事者への進路自立支援相談事業を通して 児童福祉施設・児童福祉行政機関等職員の方への提言

長谷川真人（こどもサポートネットあいち理事長）

NPO法人こどもサポートネットあいちでは、設立目的の一つに社会的養護等の当事者の支援をしてきていますが、平成24年度の福祉医療機構社会福祉振興助成事業で、「社会的養護の当事者が自立するにあたってかかえている問題点を明確にし、当該地域における自立支援の定着と全国への展開をすること」を目的に「社会的養護の当事者の自立支援・就労支援を行うための電話および来所相談」事業が認められ、4月から相談事業を開設しています。ここでは4月～2月までの相談内容から事例を通して（事例に関してはプライバシーに配慮して仮名にさせていただきます。）提言させていただきます。

開設しました研究・相談所の相談事業は社会的養護等当事者（中高生）への進路自立支援相談を中心に、施設や里親等を卒園された当事者や施設の指導で悩んでいる若手職員及び将来施設職員を目指す学生の方の支援をも対象に進めてきています。

まず、初めに当研究・相談所を開設して6か月間での相談で一番多かった来所相談は、子育て・発達相談、ついで大学生の児童福祉施設への就職相談、児童福祉施設職員からの悩み相談です。電話相談では、社会的養護等当事者からの相談（家族問題・転職問題、近況相談、子育て相談等）が、ついで児童福祉施設に就職した職員からの相談、学生からの就職相談となっています。まだ開設して1年目ということで、研究・相談所の内容等を知らない人が多いと思います。しかし、宣伝効果が徐々に浸透し始めたのか夏以降の相談が増えてきています。ホームページやシンポジウム、他団体の機関誌『翔』（名古屋市民間児童養護施設機関誌）や報道機関を通じて施設職員の方や社会的養護等当事者の皆さん等にPRをさせていただきます。

当研究・相談所は以下の内容で相談事業を開設しています。

- ① 施設・里親等で悩んでいる・相談したい中高生の方、若手職員の方。
- ② 進路問題等で悩んでいる・相談したい社会的養護等当事者及び若手職員の方。
- ③ 法律的な問題等で相談をしたい社会的養護等当事者の方。
- ④ その他、施設や里親・ファミリーホーム・大学生の進路のことで相談をしたい方。
- ⑤ 子育て・発達相談

紙面の関係もあり以下に9か月間の相談の中で、施設職員や児童福祉行政機関の職員の方にも考えていただきたい内容の相談事例を3つに絞り提言させていただきます。

【相談事例その1 社会的養護等当事者にとって深刻な事例】

1. 市の公文書条例による社会的養護の当事者の生育歴が30年で廃棄（抹消）されることは社会的養護等出身者の人権を無視する行為になるのでは

事例その1ではIさんの相談事例を紹介したい。

(1) Iさんの生育歴

Iさん（昭和43年1月に出生、同胞6人、姉1、妹3、弟2、何れも認知なし）昭和43年1月にS乳児院に措置され、以後、N養護施設（現児童養護施設と名称変更、以後児童養護施設とする。）M児童養護施設に移る。昭和58年3月に中学を卒業して就職をする。卒業後、温泉開発会社に5年、M建設会社に6年、S建設会社に3年、N建設会社に8年、H建設会社に2年、O建設会社に2年働く。平成22年11月に生活保護受給、11月からA特例福祉アパートに入所、23年1月にB特例福祉アパートに移る。（Iさんからの聞き取りから生活保護担当者が記録）

(2) 生育歴に関して他機関（児童相談所・児童養護施設）へ依頼するが……。

生活保護担当者がIさんの知的な発達の遅れ（文字が読めない。簡単な加減計算ができない。コミュニケーション能力、理解力に欠ける。金銭管理ができない。ハローワークでパソコンの求人検索ができない等）を感じたため、就労支援をするために愛護手帳を受給した方が良いと考え、Iさんの生育歴を知るために、平成23年9月にIさんが入所していたM児童養護施設に紹介をお願いしたところ生活指導記録は既に廃棄済の回答。市の中央児童相談所に紹介をお願いするも児童記録は公文書扱いで市として条例で30年保存であり、30年たったら廃棄することになっており、既にIさんの記録は30年を過ぎていると返事である。

(3) 公文書廃止条例により社会的養護当事者の生育歴が30年で廃棄（抹消）される

長年社会的養護等当事者の相談に関わってきたが、Iさんが児童相談所に関わった児童記録が公文書である理由で条例による30年で廃棄（抹消）されたことを知り大変ショックを受ける。公文書でも社会的養護等で生活することを余儀なくされた当事者の生育歴に関わる書類が30年で廃棄（抹消）されることが、社会的養護等に入所して卒業した当事者にとってどんなに大切な問題であるか今一度検討する必要がある。Iさんの生育歴が廃棄（抹消）されるということは、Iさんの過去を知る権利が保障されないばかりか、Iさんの人権を無視した行為にもつながる大変重要な問題である。

(4) 愛護手帳を取得のために相談支援を開始

平成24年6月12日にIさんの生活保護担当者から電話があり、現在生活保護を受給

しているが、ハローワークに連れて行っても知能が低いこともあり職が見つからず、愛護手帳を取得したほうが可能性が高いので、相談したいとのことで6月19日にIさんと一緒に来所される。生活保護担当者から今までの様子をお聞きし本人からも話を聞く。

生活保護担当者にはIさんの当時の職員等に連絡を取って愛護手帳に必要な証言書を作成して送ることを約束して帰っていただく。Iさんは出されたお茶とお菓子に集中して、話の方は自分の記憶にあることは何度も同じことを繰り返すこともあったがよく話してくれる。

(5) 旧職員からの聞き取りと資料提供で証言書を作成

公文書の廃棄（抹消）によってIさんの生育歴に関する記録は当時Iさんを担当した職員から聞く以外になく、Iさんの証言書を作成するために当時のM児童養護施設で担当していたY職員に連絡をとり、記憶でわかる範囲で話を聞く。Y職員から同じ頃に一緒に担当したO職員に連絡をしていただき、O職員からも連絡をいただき学業成績、身辺自立などの日常生活の様子を聞く。Y職員からは当時のIさんの家族関係の記録がメモで保存されていたとのことでコピーをファックして届けていただく。Y、O職員からの聞き取り、資料提供でIさんの愛護手帳を取得するための証言書を作成する。作成した証言書を、6月25日付で生活保護担当者へ郵送する。その内容に関しては以下に要約しておきます。

証 言 書

平成24年6月25日

市知的障害者更生相談所長 様

証人氏名 長谷川 真人

Iさんの発達期（18歳未満の子ども時代）の様子について次の通り証言します。

1. 本人との関係 本人が入所したM児童養護施設の当時児童指導員として勤務
2. 証言内容（要約）

Iさんの入所についてはS乳児院、その後N児童養護施設に措置変更後、小学校入学時にM児童養護施設に措置されたケースです。当時の市の児童相談所では施設入所について境界線児童をA精神薄弱児施設（現知的障害児施設）とB教護院（現児童自立支援施設）とM児童養護施設のどこに入れるかといった検討がされていた時代であった。そんな中でIさんは民間施設のN児童養護施設では一般学校に通うのは無理とのことで、児童相談所から入所の依頼があったケースである。IQは50以下（中度に該当）で当時一番低いといわれていたT君（IQ55）よりも低く、A精神薄弱児施設対象の児童であったが、M児童養護施設は施設内に学校が併設されており、学校独自で授業を展開するために普通学級と知的に低い児童対

象に促進学級（一般の学校でいう特殊学級を行っていることを理由として、無理をしての入所である。IQの低さと言語能力、生活能力すべてに他の児童よりはるかに遅れていることはどの職員からも指摘されていた。中学（15歳）で就職をするときに温泉開発へ就職するきっかけも当時施設児童を招待してくれた社長さんであるKさんに見込まれて能力というよりみんなを笑わすひょうきんな性格を見込まれたようである。彼の性格から他の児童とのコミュニケーションをとることは困難な児童であったので、5年間も続いたことに当時の職員もびっくりしていたようである。

M児童養護施設在所中に2回（昭和49年と56年）に児童相談所から心理テストに施設に来ている。56年の時には中学校の担任が立ち会い心理結果を踏まえて中学卒業後の進路について、担任から一般学校でいう特殊学級程度の知能でまともな就職はできない児童であると施設に伝えに来ている。身辺自立については中学生になっても自分ではできず、保育士の指導の下で何とかやれる程度の自立度であると当時の担当指導員からの話である。友人関係も他児から面白がられ、馬鹿にされ、からかわれて何とかコミュニケーションが取れる状態である。

以上が資料のない中で、当時の担当指導員に連絡を取って聞き取りしたのとY職員のメモで残されたものを参考としました。

(6) 愛護手帳取得できるまで当相談所へ通勤し就労支援

7月13日に生活保護担当者と一緒に訪問され、8月15日が愛護手帳の審査日であるが、この間何も仕事がないので何か良い方法がないか相談に来られる。当研究・相談所としては一応Iさんの支援を7月15日から1か月間愛護手帳取得できるまで、就労支援の援助として毎朝10時までに相談室へ来て、相談室の指導で午後3時まで労働（草取り等軽易な作業）して帰ることで当面様子を見ることで引き受ける。

福祉ホームから相談室までの交通費と昼食は当研究・相談所で負担をすることで、7月15日から開始する。毎日時間までに到着し、服を着替えて午前中1時間30分、昼食休憩して午後1時間30分の作業をして、着替えて夜のおやつと缶コーヒーを持たせて帰す。こちらの予定で休みのとき以外は欠席もなく通勤。途中、NPO法人の2泊3日の海のキャンプに参加したい意思があり、一緒に参加をさせる。キャンプでは飯盒炊飯で子どもたちの火を起こす手伝いを積極的にしていたのが印象に残っている。

8月15日に愛護手帳の審査があるため、12日で終了する。夏の暑い中帽子をかぶり汗を出しながら作業に取り組み、隣で一緒に作業を始めると昔の話を延々と語りかける一場面も見られる。何とか1か月間続けることが出来、新しい職場が見つかって何とか通勤してやれる目途が見えてきました。

(7) 愛護手帳取得、市の就労支援相談室の職員斡旋で臨時職員として働くことが出来る

8月21日に愛護手帳が交付される。判定結果は障害の程度3度（療育判定B）、第2種知的障害者として旅客運賃減額となり、市バス、地下鉄は無料であるので、通勤費が必要なくなる。愛護手帳交付後、市の就労支援相談室へバトンタッチをする。就労のためのハローワーク等へ就労支援相談室の職員と一緒に引率をして就職先を探す仕事から始める。10月に入りハローワークでゴミ分別作業を時給700円で4時間働くことで契約を交わす。保証人を引き受けて既に働き始めて2週間経つが何とか遅刻なしで、作業の方も無難にこなしている。清掃会社では外での作業をする人を希望されたが、一人で仕事をこなすにはまだまだ無理のようで、しばらく様子を見て今後考えていただけるようである。

(8) Iさんの今後と社会的養護等に入所する当事者の生育歴が30年で抹消される人権無視の現状の条例改正を早急に実現を

Iさんはしばらく生活保護をそのまま受けながら、福祉ホームからバスと地下鉄に乗り換えて通勤し1日4時間の作業を今のところ無難にこなしているようで、今後についてはある程度仕事に目途がつき収入も増えるようになれば、福祉ホームからアパートへ引っ越すことも視野に入れて考えているが、今しばらくは仕事に集中できる環境作りが大切であることを教えていただいている。Iさんにとっては今回は生活保護担当者の親切な対応で愛護手帳を取得することが出来たが、Iさん以外の方が本人自ら愛護手帳を取得する力量のない場合はそのままに放置されることになる。児童相談所に措置されて社会的養護等に入所し、退所して30年経つと自分の生育歴が書かれた児童記録票が廃棄（抹消）されるということは、自分の過去が消されてしまうことになる。特に親や親戚縁者との関係がない社会的養護等出身の当事者にとっては自らの生育のルーツを知る権利が奪われるという人権を無視する行為と言わざるを得ない。条例で決められているから改善ができないという問題では済まされない。

早急に条例を改正して児童相談所では永久保存扱いとして、本人自ら閲覧できる権利と本人ができない場合代理人や後見人が本人に代わって閲覧できるようにする必要がある。2～3の都道府県に問い合わせたところ条例で25年と決めているところと各部署で廃棄規定を決めているところがある。

今回の事例を参考として全国調査を行い、廃棄（抹消）処分をしている自治体等があれば早急に改善策を検討され、すべての児童相談所で生育歴の書かれた児童記録票は永久保存をすることを提言したい。

【相談事例その2 義務教育のみで施設を出た社会的養護等当事者の進路に悩む事例】

1. 15歳（中学卒）で卒園し、その後高校、専門学校、大学の資格を取得したい、学びたい社会的養護等当事者へ金銭的・精神的・情報提供の支援を

事例2ではSさんの相談事例を紹介したい。

今では社会的養護等施設（以下は児童養護施設を対象とする）でも高校進学は当たり前になっています。平成24年5月1日現在の児童養護施設調査でも93.9%が高校進学していますが、残りの2.6%の子どもたちは未だに中学卒業で就職しています。

(1) Sさんの生育歴

Sさんはごく普通の方から見れば、裕福な家庭に生まれましたが、中学3年の2学期頃に生活が一変して、社会的養護等施設に入所しています。中学生になってから家庭環境がおかしくなって、家庭では生活が出来なくなってSさん自身も両親に反発するようになり目の前に高校受験の準備のさなか社会的養護等施設への入所となる。施設では部外者扱いでいじめにもあい、本来ならば高校受験をする時期に施設生活が辛くて辛抱できず無断外出等を繰り返していたため、高校受験を自ら諦めて中学卒業と同時に就職の道を選ぶ。ところが中学卒業しての就職はなかなか見つからず、しばらくの間住まいは施設職員に探してもらい、職場が見つかるまで一人で自炊をしながら生活が始まる。1年くらいたってSさんの持ち前の強さや明るさが認められて通いで事務見習いの仕事に就くことが出来、10年ほど通勤で通うようになる。

(2) 30歳になる頃から高校・専門学校・大学を目指すことを決めたきっかけは

Sさんが高校受験をしようと思いついたのは30歳になる前でした。自分の人生をどう生きようかと悩んだとき、これから自分一人で生きていくにはきちんとした学力と知識と資格が必要であることを悟り、一念発起で一からの勉強のし直しからと基礎学力をつけることから始める。早速、勉強をするためにインターネットで色々と調べて高卒認定試験対策講座を受ける準備を始める。お金に関して調べてみると入塾金10万円。基礎と応用を2年間かけて受講すると170万円。サブ参考書が30万円で合計210万円かかることが分かる。それでもSさんは諦めないで受講をすることを決め、そのお金を貯めるために食事に困らないために飲食店で働き一日の食事はこの飲食店で食べさせていただき2年間頑張っ通い高校受験資格を2月までに取ることが可能になり、4月から介護の専門学校に進学するための受験勉強中の頑張り屋さんです。

(3) 高校・専門学校・大学を目指すことで困ったことは

Sさんにとって一番悩み困ったことは、高校や専門学校、大学の資格や費用等に関する

情報をどこで得るかでした。色々と苦労してやっと情報窓口を探し出してからは、その情報窓口から夜間・通信高校と個人塾・名門塾および行政機関等あらゆるところを調べていきます。Sさんが目指そうとしたところは、入学金15万円、初年度が102万円、年額87万円の金額でした。さらに大学を調べてみると入学金15万円、初年度学費123万円、授業料84万円であることがわかる。Sさんはこれらの情報をもとに自身にとってどうするかを色々と考えましたが、自分の気持ちと情報で得たことを話せる相手が見つからないことや相談相手が身近にいなかったこと。さらに、病気などの時に一時的に安心できる場を得ることが出来なくて一人で辛かったこと。賃貸契約の保証人で困ったことも。「学費」や「生活費」、「住居費」などを稼ぐためにアルバイトと学業を両立させなければならず、その負担や孤立感は生きた心地がしなかったと。

(4) 困難な環境の中で30年間生きてこられてどんな希望を見出したのか

Sさんが「希望」を見出し生きてこられたのは「自分と同じような思いをする人が少なくなるように、できる取り組みをしよう」という志を抱けたからです。絶望の淵で生きて行く意味を見出すために模索し続けた結論ですと語っています。また退所してから社会的養護が知られていないがために受けた生きづらさは、その当事者でないとわからないと。今となっては志を叶える過程で得たもの回復したものが沢山あり、そのお蔭でもう「生まれてきたくなかった」「普通な家庭に生まれたら良かった」と思わなくなったそうです。

(5) Sさんの将来の夢と今後の社会的養護等当事者への金銭的、精神的、情報提供の支援を

Sさんが専門学校を卒業して、福祉の大学を目指し、卒業したら「本当に困っている人のために働く福祉行政へ就職したい」と一言将来の夢を語ってくれた言葉が、Sさんが長年苦しい過去の生活を克服して将来に向けて同じような道を歩まない後輩のために福祉の仕事を通して社会を変えていきたい気持ちがひしひし感じました。30歳を過ぎて高校、専門学校、さらに福祉の大学を目指そうとしているSさんの頑張っている気持ちを大切にしたい。

是非、国や行政機関、社会的養護等施設等が中学卒業で社会へ出て、もう一度、高校、専門学校、大学で勉強したいと希望する社会的養護等当事者への金銭的、精神的、情報提供の支援と環境の整備を検討する必要があると実感させられました。

【相談事例その3 社会的養護等施設に就職をした若手職員の悩み相談事例】

1. 若い職員が理想と意欲を持って就職をしたが、道半ばにして辞めていく職員対策は

社会的養護等施設で働きたい学生たちは毎年多くいます。多くの学生たちは社会的養護等施設で生活している子どもたちが未来に希望を持って社会自立をしていってほしいとの願いを持って現場に意欲を持って就職をしています。子どもたちや職員とのトラブルなどで悩み、苦しんでいる若手職員も多くいます。そんな職員からの相談事例を紹介したい。

(1) いくつかの施設でのトラブルなどの悩み相談事例

「交代勤務で人数も少なく、毎日忙しく働いているので、なかなか他の職員とゆっくり話し合うことが出来ません。子どもの関わりや支援の方法など気になることも多いですが、先輩職員に意見を言いづらい。」「一人勤務で子どもとのトラブルが起きた時も中途半端な対応になってしまい、自分一人で対応することに自信が持てません。」「男性と性的関係を持った中学生女子への性教育をどのようにすればいいか悩んでいます。」「中学生の女子ですが、機嫌がよくないと私に対して罵声や暴力を振ることもあります。彼女のためにどのようにしたら良いか。」「中学生の女子で無断外出を時々します。理由としては施設が面白くない、もっと自由に生活したいといえます。どうしたら無断外出をやめさせることが出来るでしょうか。」等々若い職員が相談に来られると上記以外にも沢山の悩みを抱えて仕事をしていると感じます。理想や意欲を持って職場に飛び込んでみたものの現場での実態は想像に絶するくらい過酷な状況を経験して、初めて自分の考えが甘かったと反省する職員が多いようです。これらは本来は施設内で職員同士で大部分は解決されるのですが、今の施設はその余裕さえなくなっており、若い職員が辞めていく原因にもなっています。

(2) 若手職員が辞めないために職員のチームワーク・職員集団作りが必要な時です。

若い職員が施設を辞めないでがんばって仕事に専念できる環境づくりは先輩職員たちの役割でもあります。そのためには施設職員同士で助け合う職員集団づくりが大切です。ここでは30年以上社会的養護等施設を経験された中村國之氏の経験から学んでほしいと思います。「先輩たちが職員集団をきちんと育て上げていないから」といくら嘆いてみても何の解決にもなりません。「1年目の職員が何を偉そうに言っているとか、1年目の職員の研修会出張は3年早い」とか言われる施設は今でもあります。そんな言葉に負けていては、初心が貫けません。退職していく職員の多くは「職員間の人間関係で退職」しています。子どもたちとの関係では「燃えつき症候群」で退職する方もいます。それを変革するには自分が動けば小さいかもしれませんが必ず波風が起きます。波風が生じたら、自分の意見、行動に賛同する嵐も吹いてきます。「決して無理に通そうとせず、次の機会を待つ」、「反対意見をしっかり聞いて協力できる所は協力して実践してみる」、「実践してみて、次の提出

議題をいつ出せばよいかを判断する」、「目に見える成果がすぐに出ることから取り組んでみる」ことを大切にしてきたこと。集団づくりのために気をつけてきたことは「元気にあいさつのかかけをすること」、「好き嫌いで声のトーンを変えないこと」、「まわりの職員がやりたがらない業務を快く引き受けてやりとげること」、「子どもたちの良さを見つけるようにして、発見したら心から喜び、声に出して職員に話すこと」、「同じ喜びを共有すること」、「一人ひとりの課題を言葉にして、他の職員の意見も取り入れられるものは取り入れ、実践をすること」、「報告、連絡、相談をしっかりと実践すること」など誰もが出来るようなことが、集団づくりのきっかけになりますと述べています。

現在の若い方は携帯電話、メール、パソコンなどの機器にどっぷりつかっているため、子どもたちが自分の頭で考え、自分のことばで組み立て、相手の気持ちを考え、思いやりを持ちながら、話すことが苦手になってきているように、若い職員の人たちにも同じことが起きているように思います。まずは自分のまわりの人と話すことから始めることです。職員自身が変革することが大切です。

(3) 子どもたちと職員と一緒に考える社会的養護等施設づくりと施設内研修の充実を。

社会的養護等施設で生活を余儀なくされた子どもたちに、将来に希望が持てる施設にするために職員の皆さんと今施設で生活している子どもたちとの話し合いを日常的に行い、良いアイデアは積極的に取り入れて過ごしやすい施設を作りあげることが必要です。職員は施設が気に入らなければ辞めることはできますが、子どもたちは施設を変更することはできません。職員が長く働き続けることは施設改善にもつながり、子どもたちから信頼される一つの条件です。そのためには施設内においては職員研修の充実とチームワークづくりの工夫が大切です。現状では施設内研修やケース検討会が勤務の関係で十分保障されている施設は多くありません。県や市の施設職員対象の研修内容を見せていただくと系統的、継続的な専門性をつけ職場へ還元される研修にはなっていません。施設内研修の大切なことは施設で働いている職員全員で学び合うことから問題を全員で共有し解決することができるのです。施設は人が少なく勤務が大変で施設内研修なんかできないといわれるかもしれませんが、忙しいから色々と問題が派生しても解決できずにいる施設が多く、施設内で解決できる問題でも施設外部へ出てしまい誤解をされてしまうことになっているのでは。

NPO法人「こどもサポートネットあいち」では4年前から社会的養護等施設に就職を希望する学生や若手職員を対象とした養成講座を毎年現場に精通している講師陣を迎えて実施してきています。さらに、養成講座を受講され現場へ就職した学生や若手職員のアフターケアとしての相談にも取り組んできています。今後も悩み苦しんでいる職員等から気軽に相談できるようにバックアップさせていただきます。

当研究・相談所として、今までの相談事業を発展させるために早ければ来年くらいから悩み苦しんでいる施設現場からの要請に応えられる現場に精通した講師陣を揃えて困っている施設へ職員と一緒に考え解決への支援をできるような派遣事業を検討中です。できれ

ばそのために国や県や市町村、施設からの支援をいただければと考えています。

最後に社会的養護等当事者への自立支援相談事業はまだ全国的に少ないです。是非、全国都道府県市町村に設置を

相談事業の中で1番来所相談が多かった子育て・発達相談内容・事例については別に報告させていただきます。

相談事例でもお分かりのように社会的養護等を卒業した当事者への支援は、年齢的に高くなればなるほどなかなか出身施設も行政機関も対応が十分にできないため、当事者自身が相談を諦めてしまうケースがあります。そんな社会的養護等当事者への支援の大切さを認めていただき、今年度の福祉医療機構の助成をいただき開設しました社会的養護等当事者への進路自立支援相談事業の果たしてきた役割は、まだ6か月間経っただけですが相談事業を通して施設や行政機関では年齢的なことも含めてできない相談にかなりの支援をしてきています。福祉医療機構の助成金は1年で終了ですが、この事業の大切さを理解いただき何とか継続できるような予算措置を考えていただくことが当事者への継続支援へと繋がります。この種の相談事業は、非常に重要で全国的な広がりができることが就労困難な人や進路・修学支援等を希望する当事者にとって大変大切な問題だと思います。是非、相談事例を読んでいただいて全国の都道府県市町村に社会的養護等出身当事者や社会的養護等で働いている若手職員が気楽に悩み相談ができる「こどもサポートネットあいち」が現在行っている社会的養護等当事者への進路自立支援相談事業を増やして欲しいと願っています。

参考文献：特定非営利活動法人「こどもサポートネットあいち」編

「どうしよう　こんなとき」―児童養護施設の若き実践者のために―
三学出版 2011.6. 20

子育て発達相談室の実践

千坂克馬（子育て発達相談室 相談員）

1. 沿革と支援内容

子育て発達相談室は当 NPO こどもサポートネットあいちが重視してきた取り組みの一つです。当初の構想としては乳幼児期の気になる子ども達のサポートを考えていましたが、学齢期の学習支援に対する要望が強く、それに応える形で子育て発達相談室における実践を行ってきました。

名古屋市にある当相談室をご利用になられる方の社会資源の活用はさまざまですが、名古屋市の療育センターで発達上の相談とサポートを受けられ、学校の支援教室で集団適応上の支援を受け、学習面では公文式の塾を利用することによって基礎学力を付け、体操教室、水泳教室、クッキング教室、絵画教室に通うことによって自らの手足を使っての活動を経験し、大学等の支援サークルの行事などによって社会参加を経験させてあげるなどいろいろな工夫をしておられます。また当事者の方々の自助グループもたくさんあり、それぞれの団体が活発に活動をされており、保護者の方々同士での支え合い、情報交換もよくおこなわれています。保護者の方々のお話によれば現在地域にはさまざまなサポートが充実し、またハンディを持った子ども達への学校の理解、支援は当相談室によるサポートを開始したことによって充実してきているとのことでした。

子ども達はこのようにさまざまなサポートの中から多くのものを身に付けてゆき、また保護者の方々もさまざまな専門的な知識・助言を得ることができます。しかしこうした既存のサポートではむづかしい問題もあります。さまざまなハンディ、中でも“発達しょうがい”と呼ばれる子ども達の多くは自分のスキルや学んだ知識を取りまとめて、何らかの表現あるいは結果を出してゆくことが苦手な子ども達がよくいます。それは文章読解や作文、あるいは情緒・芸術的な表現・鑑賞、登場人物の気持ちの理解の弱さとして現れることがよくあります。ですから保護者の方々の要望として物語を理解して楽しみ、また自分の気持ちや考えを表現できるようなオーダーが出されることとなります。当相談室の支援はほとんどこれになります。そこで何らかの回答をおこなうということは文章表現が中心になるので内的イメージの表出を保障することになり、そのことが自信につながることもあります。

また保護者の方々はさまざまなサポートを受け、また同じ問題をかかえる保護者の方々との交流の中でさまざまな情報を受け取りますが、それら複数の情報は時として整合性が欠けることがあります。当相談室の相談時間は1時間半とたっぷり取っており、また充足率も半分くらいなので次のコマが埋まっていないことも多く、じっくりと時間をかけて一緒にその子どもの課題を整理してゆくことが可能です。今年度取り組んできた当相談室における相談室の実践を絵本を中心にご紹介させていただきたいと思います。

2. 絵本と発達支援

ここでは絵本を中心とした読書を通しての発達支援を紹介させていただきます。発達上の問題をかかえたお子さんの生きづらはさまざまですが、その多くは他者と活動を共有してそこから喜びと学びを得ることができないことからくるものだと私は思います。

読書はテキストを通して作者と会話をするものだともいえます。絵本はその前段階として絵も使って物語などを理解するものです。ただ読書と違い他者と対象を共有し、お互いのやり取りの中でお互いの解釈を投げかけることにより目の前にある絵（対象・概念）の意味を広げていったり、あいまいで言葉にできない意味を明確にすることなどによってお互いの解釈・存在にささえられた意味世界を構築されてゆきます。それは自分のアピールが受け止められ、そこに相手の解釈を重ね、新たな意味を創造してゆく共同活動と言い換えることができます。

それは発達上とても大きな意味を持つものでありますが、自分のイメージが支持・整理され、そこから一緒に新しいイメージが作り上げてゆくことは内面で他者と繋がっていることを確認できるということであり、幸せで安心・満足を得られ、情緒的な安定をもたらすものでもあることはブックスタートの成果を見ることによっても広く明らかにされていることです。

3. 就学前のお子さんの様子

使用した絵本

「カエルもヒキガエルもうたえる」

アーノルド・ローベル作

エイドリアン・ローベル彩色 アーサー・ビナード訳 長崎出版 2010

あの有名な“がまくんとかえるくん”シリーズの作者、アーノルド・ローベルの未発表の鉛筆原稿が発見されました。しかしこの時アーノルド・ローベルはすでに天に召されて久しく、娘のエイドリアン・ローベルがアーノルド・ローベルの描線を生かすために透明水彩で薄く輝くように彩色して完成させました。まだ“がまくん”と“かえるくん”の名前では登場しませんが、登場するのはさまざまなか愛らしいかえるで、その中にまだ名前こそないものの“がまくん”らしきひきがえると“かえるくん”らしいあまがえるが登場します。見開きのページの左側にきれいな絵が1枚描かれており、右側に大きくプリントされたひらがなだけを使った短い物語が描かれ、それぞれのページは1話完結となっています。こうした形の絵本はひらがなを覚えたばかりのお子さんにとって読みやすいものであり、またお話の結末がそのページに書かれていることから読み通せるという安心感を子ども達に抱かせるものでもあります。

このお子さんの様子

このおひさんは「来年小学校に入学しますが、字を読むのが苦手な不正確であり、また

本を読む時に落ち着かず心配なので、何とかお願いします」というご相談で当相談室にみえました。私が思うにおとなしく親和的な印象を与えるお子さんでした。お母さんが話されるには本児はおとなしい赤ちゃんでしたが、小さな音に驚いたりと言った過敏さがあり、また姿勢や体や手を動かしたりすることについて特に協調的に動かすことが苦手であったそうです。現在では工作や絵を描くことは大好きだけれども、相手のしゃべる言葉のひとつひとつの音の聞き取りが不正確なことがあり、また相手とテンポがずれてみんなとの遊びになかなか入ってゆけないとのことでした。当相談室でアセスメントをおこなったところ発達は全般に良好で聴覚一運動系の弱さ、抽象的な課題は良好だけれども一般的な課題（その課題だけの一般的な言語理解が求められます）が苦手なこと、視線と手の動きの協応が苦手なことが明らかとなりました。

このお子さんは知覚の調整や体の動きの協調的な動きがやや苦手であり、そのことが相手の言葉と自分自身の活動をうまく繋げてゆくことの苦手さを引き起こし、その苦手意識が顕著に現れたのが本読みだったのではないかと私は考えました。さまざまな支援が考えられますが、私は字を読むことを中心に支援を考えてみました。

支援の内容

まず本を読むことに対する苦手意識を何とかするのが第1の課題となります。そこで本読みと並行しながらいくつかの課題を実施しました。こうした子ども達の常として特殊音節の理解が困難だということがありましたので、まずそれを意識してもらう方法を考えました。コミュニケーションは良好であったため、・・・などひとつひとつのひらがなを組み合わせることにより言葉を構成するゲームを保護者も交えておこないました。本児はこれに喜んで取り組み、そこでは特殊音節にぶつかるかと相手に尋ねながらもそれを意識することができました。

次に字を読む練習をおこないつつ本読みをおこないました。まずパソコンソフト“読字トレーニング”（理学館）を使用してひらがな読みの練習をおこないました。またドリル

本読みに関しては本児に読んでもらい、次に私が読んでみせ、最後に読むべき字をハイライトにできる読字支援ソフト”読んでみよう”を使って文章を読み、絵本の内容に関する簡単な質問（誰が何をしましたか等）を尋ねるワークシートを記入してもらいました。当初はすぐに「もうつかれた」と言って寝転んでいたことが多く、また字の読み間違いも目立っていたのですが、だんだんエラーも少なくなり、読み方はぎこちないものの短い文章ではありますが最後まで読み通すことができるようになりました。また家庭においてはお父さんに本を読んであげたと聞きました。

考 察

本児は乳幼児期より知覚と身体機能の調整困難さによりいくつかの活動の統合がむづかしかつたものと考えられます。それはひとつには友達同士とのかかわりの困難さにつなが

り、また小学校に入学してからの学習活動に取り組む条件としての”読む“ということへの苦手意識にもつながったものと考えられます。ただ本児はこの段階までに自分自身の活動を目的に合わせて調整することはできており、そのことが工作や描画の楽しさを知ることにつながったものと考えられます。しかし他者とのやり取りの中で活動を展開するレベルには至っていなかったものと考えられます。

本児はコミュニケーション、表象理解、文章の構成そのものには問題はなく、ただ言葉を構成する”音“の活動場面（会話と読書）における理解と活用に困難をきたしていた可能性があります。ゲームによる”音“のやり取りはコミュニケーションを求めている本児には楽しいものであり、またゲームに”音“のやり取りを乗せることで、それまで一般会話の素早いテンポの中でとらえられなかった”音“と”言葉“を相互作用に乗せることができたと考えられます。そのことは”言葉“を本児の能力・テンポに合わせて保護者を交えた大人が手伝い、本児の”音“の理解と活用のための足場をつくることになったものと考えられます。

こうして本児は”音“を我が物として活用できるようになり、安心できる家庭においてまず保護者に対して「本を読んであげる」という積極的な行動に出たものと考えられ、こうしたことの繰り返しにより読書活動に自信を取り戻すことができるならば、小学校進学後の学習活動への参加においても不安はそれほど強く感じることはないと思われま

4. 小学校低学年のお子さんの様子

使用した絵本

「にげないぞステゴサウルス」

たかはしよいち文 伊東章夫画

理論社 2001

“まんがなぞとき恐竜大行進”という15冊シリーズで出版された中の1冊です。文章が中心の本ですが、挿絵がたくさん描かれていて、漢字も使用されていますがルビを打ってあります。ひとつの章は数ページで読みやすくなっています。その恐竜の生態と生息環境をきちんと描いた冒険物語で、後ろにその恐竜の解説がイラストとともに書かれています。物語はステゴサウルスの赤ちゃんがお母さんにはぐれ、何とかお母さんを探し出し、再開後は親子で一緒に肉食動物などさまざまな危機を乗り越えてゆく中で成長してゆくというもの

このお子さんの様子

このお子さんは「遊びや課題をやり遂げることができないということと、友達とうまく遊べない」ということでご相談にみえました。私の印象はとても活発なお子さんだということでした。お母さんの話によると小さい時からお話を聞いたり、喋ったりということとコミュニケーションを取ることが苦手だったということです。また手掌機能の未熟さから

遊びや課題の遂行において粗雑なところが目立ち、危険な遊びを好むということでした。現在は読書が大好きで博物的な知識が豊かであり、特に恐竜が大好きだそうです。またおしゃべりでもありますが相手とのやり取りの中で話題を共有することが困難で、話の順番も混乱しがちで正確な聞き取り、説明がむづかしいことからトラブルも多いとのことでした。当相談室でアセスメントをおこなった結果、物と物・部分と全体の関係の理解、類推などは得意で、順番などの聴覚—運動系の課題は苦手であるという傾向と衝動性の強さが確認できました。

このお子さんは身の回りにあるさまざまなことを理解することは得意なものの、活動において手掌機能の未熟さと衝動性の高さからストレスフルな状況に陥り遊びや課題を遂行することができないし、そこでの不全感も本児の乱暴な態度に影響しているのではないかと考えられます。

相手の話をきちんと聞き取りそれに基づいて行動に移るといふことの苦手さは、上記の問題と相乗して他者との活動の共有を困難にしていると推察されました。

支援の内容

他者との活動場面において協調的なコミュニケーションができるならば、この子どもの生きづらさはずいぶん軽減され、毎日を楽しく過ごすことができるのではないかと考えました。そこでゲームをおこなうことによって他者とのコミュニケーションなやり取りを保障してゆくことにしました。

またこのお子さんが関心を持っている恐竜のお話を一緒に読んでゆくことによって話題を共有することを考えました。お話の順序性の理解に混乱していたようなので、恐竜のフィギュアを使用して動きと場面を確認することにしました。これをお母さんを交えて3人でおこなうことによってお話の再現をコミュニケーション活動を基調とした共同活動とすることができます。またこのお話に合わせたワークシートを作成し、どんなことがあったのかということの確認と、そこでの出来事についてこのお子さんがどう思ったのかを説明してもらうことにしました。

ゲームについてこのお子さんは非常に興味を示しましたが、最初はあわててしまって失敗したり、目先の損得にとらわれて最後に負けてしまい怒りながら泣き出してしまいました。しかし何度か繰り返す中で相手の教示を聞き取り理解して自分の活動を最終的な目的に合わせて調整できるようになり、そうすると常にこのお子さんが一番になりました。

本読みはすらすらできたのですが、このお子さんは話の筋道をおさえるのが苦手であったこともあり、ワークシートへの記述は一言で終わることが多く、また話の筋道の理解は不正確でした。ただ感情表現が豊かにできたので、絵本の登場人物になったつもりで、他の登場人物に手紙を書いてもらおうと、その登場人物の立場で気持ちをその理由と一緒に書いてもらえるようになりました。そのようにして言葉をつなげてゆくことを楽しめるよう

になってきたので、このお子さんの博物学的知識を利用することも考えて新聞記事の形でまとめてもらうことにしました。このお子さんは絵が大好きだったので、絵（写真のつもり）を使っただけの文章の作成には熱心に取り組んでもらえました。

考 察

このお子さんは強い好奇心を持ち、読書は熱心におこなっていましたが、そうして得た知識を相手にわかるように説明することが苦手であり、その理由は多くの出来事や要素を順番に整理して説明することの困難さからくるものでした。読書以外の課題・活動においても同様で、目的に合わせて課題を順番にこなしてゆくことが苦手であることから取り組んでいる活動をやり遂げることが出来ず、それが不全感につながり、さまざまな遊びや生活場面での放り投げや乱暴さにつながっていました。

5. 小学校中学年のお子さんの支援

使用した本

「おはようオオカミ おやすみコヒツジ」

ベン・カウパース作 ふくだいわお絵 のぞかえつこ訳 くもん出版 2005

同じ森に暮らすオオカミとコヒツジの間で繰り広げられるさまざまな短いエピソードがまとめられたもので、ひとつのエピソードは数ページで完結したものです。挿絵は大きく、またたくさん使用されており絵本と本をつなぐような作りになっています。本文にはひらがなを中心に漢字が少し使用され、そこにはルビがふってあります。

個々のエピソードは、元気がよくてやや気短な幼い感じのするコヒツジと、マイペースで気長なオオカミのやり取りの中で目の前に起こった出来事への感じ方の違いと、それが織り交ぜられて自然にひとつの結末に落ち着くというもので、個性の違うキャラクターの交わり合いの中に物語の楽しさを見つけてゆくという児童文学の定番の構成となっています。

このお子さんの様子

「主に物語を読む上での理解の弱さを何とかしたい」とのことで相談に見えました。このお子さんは性格は温和、コミュニケーションも良好で、学校では楽しく過ごしています。工作や料理などが大好きで、特に車などのメカニックなところに興味があります。相手のお話はきちんと聞いており、記憶も良好なのですが、集団場面で込み入った説明などの理解は苦手なようです。また生活習慣、さまざまな課題への取り組みに置いて手掌機能の未熟さが感じられます。

当教室でアセスメントをおこなった結果、プランニングと順序性の理解が良好で、聴覚—運動系の課題と、注意に関する課題が苦手であるとの結果が得られました。

検査結果と生活場面での様子を照らし合わせて考えると、主に注意の問題から外界から

の情報の入力に困難さがあり、それを受けての動作・表現がうまくゆかないのでしょう。しかし順序性とプランニングが得意なことが心内イメージの組み立て、料理・工作などの創造的活動やメカニクな構造の理解は得意であることの理由と考えられます。

支援の内容

この子が読書を楽しめない理由としては情報の入力における注意の問題があるのではないかと考えました。そこで視覚訓練ソフト「しっかり見よう」(文理館)を利用して注意、弁別、視点の移動などの練習をおこないました。読書にあたっては書見台を使用して書面に注意を向けやすい工夫をしました。また読書後ストーリーをハンドパペットを使用してお話を再現することによって文章の読み直しとそこで登場したキャラクターの言葉と動きを確認しました。

最初本読みはゆっくりで飛ばし読みも時々あり、読みながらジェスチャーで動きをよく確認していました。パペットでのお話の再現では本読み以上に言葉や動きの確認に時間がずいぶんかかっており、該当箇所の探し出しに苦労している様子でした。ワークシートでは「どうしてこうなったのか」などの確認をおこないましたが間違いが目立ちました。しかしお話をまとめることは上手で誰が何をしたということは順番に正確に記述することができました。

読書とその再現をこの子どもはとても喜び、キャラクターの言葉は感情を込めた抑揚のあるものとして読み上げられました。やがて文章はなめらかに読み上げられ、やがて質問に該当する部分を間違いなく探し出すことができるようになりました。ただキャラクターのその場面における気持ち、言動の理由などの理解と表現は苦手でした。

そこで登場するキャラクターがこの子が演じるキャラクターに手紙を書くという想定で私が手紙を準備し、この子が演じるキャラクターになったつもりで返事を書いてもらうことにしました。本児はこのやり取りをととても喜び、自分が演じるキャラクターに成り代わり返事を書いてくれました。それは手紙として上手にまとめられたものでしたが、多様な感情の表現は苦手で、そこに第3者の気持ちが入ってくると理解が困難になりました。

考 察

この子は読書をする時に現在読んでいるところと他の文章との関係を確認できにくいことから記述されている内容の把握が困難だったと考えられます。しかしこの子はアセスメントにおいて物と物との関係をとらえる力は備わっていることが確認できていました。また手掌機能が未熟であることからあることからさまざまな課題を達成するにあたって何らかのアプローチを終えた後に作業全体を確認するというをおこなっており、そのことは検査においてプランニングが得意であることにはあらわれていました。従ってこの子が読書に苦労しているのは注意の問題であったと考えられます。視覚トレーニングソフトの活用によって文章の全体を見渡すことができ、パペットを使用した話の再現や手紙を書くこ

とによって話の全体の内容を確認できることにより話の全体を読み取ることができるようになったと考えられます。

しかしストーリーの中でのキャラクターの気持ちの動きをとらえるまでには至りませんでした。この子はアセスメントから聴覚—運動系の弱さにより複雑な状況下での情報の取り込みに苦労していることが考えられました。それは社会的な関係における自分とみんなの気持ちの変化がとらえにくいことにつながったと考えられます。従って本に記述されていないキャラクターの気持ちの動き、ある行動の動機を正確に推測してきちんと表現するところまではできなかったのでしょうか。しかしこの子は物語の展開の中でのキャラクターの気持ちの動きの表現にはとても喜んでおり、物語の楽しさはわかってもらえたようです。このことは今後時間をかけて学ばれてゆくでしょう。

6. 小学校高学年のお子さんの支援

使用した本

「ニュートン」講談社火の鳥伝記文庫 5 1

斉藤晴輝著 板橋繁男イラスト 1984

子ども向けの伝記の文庫本で、文章が中心でところどころに挿絵が挿入されています。伝記は基本的に一人の登場人物の生涯を軸にその業績と、そこにかかわる人々とのエピソードを記述したものです。「ニュートン」はその生涯を歴史的背景との関係で整理したもので、どんな時代背景において世界が何に関心を示し、そこで彼の関心がどう育ったのかが記述されています。

このお子さんの様子

「国語の問題文への記述が短く内容が薄いということと、会話や作文を通して表現力の弱さが気になる」ということでご相談にみえました。おとなしく表情がやや硬い印象を受けましたが真面目なお子さんでした。図鑑を中心としたものですが本が大好きで、絵を描くことも得意です。全身運動が苦手で、その原因として視覚的な情報の動きの中での取り込みが苦手であると専門家から言われているとのこと。また友達と一緒に相談しながら協調的に遊びに参加してゆくことは苦手です。当教室でアセスメントをおこなった結果、物と物との関係をとらえる力は強く、いろいろな検査項目の中で視覚的探索を必要とする課題の落ち込みと、注意に関する項目の弱さが目立ちました。

動きの中の視覚的注意が苦手であると社会的な関係の理解は困難となり、そこでの相手の動きと気持ちの動きは見えにくくなると思われます。そのことが状況理解の困難さを引き起こしストーリーを表現することの弱さにつながったと考えられます。

支援の内容

視覚面についてはパソコン、手を使っての活動などいくつかの支援を試みたのですが、

この子はそれを嫌がりうまくゆきませんでした。この子は絵が大好きだったので、4コマ漫画を使用して内容を表現してもらうことによって記述される内容は増えました。また科学者の伝記であり、内容は理科的なものであったので新聞として内容をまとめてもらうとイラストと合わせて詳細な記述をおこないました。またその内容の確認のために実行可能な簡単な実験もおこない、整理してもらいました。そのことによって博物的な知識に限って詳細な記述ができるようになりました。国語的な文章表現についても同様に努力を重ねましたがなかなかうまくゆきませんでした。

考 察

年齢が上がってくるとこちらの提案したことが受け入れられないことがよくあります。ですからそのお子さんが興味を示す活動を工夫する必要があります。このお子さんはもともと博物的な知識には強く、また視覚的な表現は得意でした。こうした力をうまくまとめるために絵と博物的な知識を援用して文章表現につなげることができました。

7. まとめ

何らかの認知的特性が学習上の困難さを引き起こすことは誰にでもあることです。それが苦手なものであるだけであればいいのですが、活動や社会参加を阻むものとなれば何らかのサポートを考える必要があります。他者と一緒に何かを見て、同じ活動をおこない、一緒に何かを感じてそれを相手に伝え、それを受けとめてもらう。このことは発達の原動力であるばかりではなく、自分の存在を受け止めてもらうことであり、安心感と自信につながるものです。そのことは上記の支援をおこなってゆく中で私が最も感じたところです。

そのお子さんの認知的特性のありようと、支援者の力量の相互関係によって個々のスキルに関しては出来ることは限られてきます。しかしそのスキルを組み合わせることによる可能性の広がりによって乗り越えてゆけるものは決して少なくありません。

自分のスキルを生かして活動をやり遂げ、それを他者に認めてもらう。これは人間の幸せの根底にあるものです。何らかの事情でこれを一人でやり遂げられない場合、活動を共にする“ピア”が必要になります。当相談室の存在意義は専門的助言、あるいは基礎学力の形成などではなくここにあります。私も微力ながらこうした子ども達の活動の“ピア”になってゆければいいなと考えています。

児童養護施設の子どもの進路とアフターケアに関する調査

吉村 譲（愛知東邦大学教員）

I. 調査の概要

1. 目的

厚生労働省家庭福祉課調査によれば、児童養護施設で平成 21 年度に中学を卒業した児童の約 92%が高校へ進学し、高校を卒業した 13%が大学に進学している。大学進学については全国平均が 54.3%であるのに比べると格段に低い。児童養護施設の子どもたちの大学進学
の難しさがある。こういった子どもたちの進路状況を探ることとした。さらに平成 18 年の
全国児童養護施設協議会調査報告書による高校中退率は、入所児童の 7.6%であり、全国の
平均 2.1%から比較して約 3 倍以上である。児童養護施設では高校中退した子どもの多くは
施設の退所が余儀なくされる場合が多い。しかし様々な課題を抱えまま自活するのは大変
困難なことが多い。そういった子どもたちにはアフターケアが重要であるため、その状況
も調べることにした。

2. 調査方法

東海地方にある 51 か所の児童養護施設に調査用紙を送付し実施した。

3. 調査内容

調査 1 児童養護施設在籍児童の中学校卒業後の進路に関する調査

平成 21 年度に中学校を卒業した児童

調査 2 児童養護施設在籍児童の高校卒業後の進路に関する調査

平成 21 年度に中学校を卒業した児童

調査 3 アフターケア体制に関する調査

4. 調査回答

回答施設 26 施設

II. 調査結果

1. 児童養護施設在籍児童の中学校卒業後の進路に関する調査

(1) 中学校卒業後の措置状況

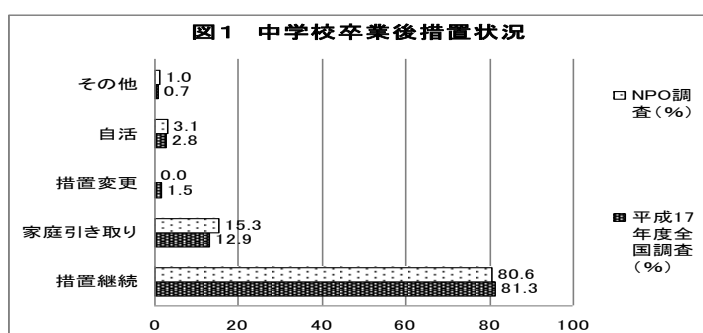
児童養護施設在籍児童の中学校卒業後は進学をする児童も多くなっており、措置継続が 8
割以上になっている。この傾向は平成 17 年度の全国調査においても同様である

表1 中学校卒業後措置状況

	平成17年度全国調査		NPO調査	
	人数	%	人数	%
措置継続	1384	81.3	79	80.6
家庭引き取り	220	12.9	15	15.3
措置変更	25	1.5	0	0.0
自活	48	2.8	3	3.1
その他	12	0.7	1	1.0
無回答	14	0.8	0	0.0
合計	1703	100	98	100.0

*NPO調査：平成21年度中卒児の平成22年4月1日現在の状況

*平成17年度全国調査：平成16年度中卒児の平成17年4月1日現在の状況



(2) 中学校卒業後の進学状況

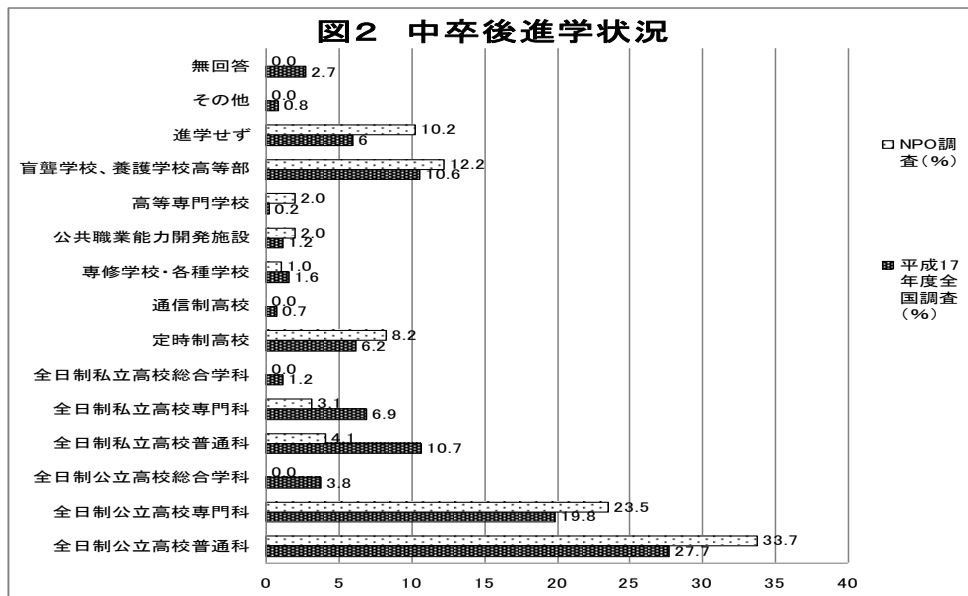
今回の調査では中学校卒業後に進学しなかった児童が1割程度であり、多くの子どもたちが進学している。しかし平成17年度の調査と比較し、今回の東海地方の調査では私立校への進学が少ない。これは東海地方では施設から通える私立校が少ないのか、私立学校進学のための予算措置が他都府県に比べ低いのであろうか今後考えていかなければならない。

表2 中卒後進学状況

進学等の状況	平成17年度全国調査		NPO調査	
	(人数)	(%)	(人数)	(%)
全日制公立高校普通科	471	27.7	33	33.7
全日制公立高校専門科	337	19.8	23	23.5
全日制公立高校総合学科	64	3.8	0	0.0
全日制私立高校普通科	182	10.7	4	4.1
全日制私立高校専門科	117	6.9	3	3.1
全日制私立高校総合学科	20	1.2	0	0.0
定時制高校	106	6.2	8	8.2
通信制高校	12	0.7	0	0.0
専修学校・各種学校	27	1.6	1	1.0
公共職業能力開発施設	21	1.2	2	2.0
高等専門学校	4	0.2	2	2.0
盲聾学校、養護学校高等部	180	10.6	12	12.2
進学せず	102	6	10	10.2
その他	14	0.8	0	0.0
無回答	46	2.7	0	0.0
合計	1703	100	98	100.0

*NPO調査：平成21年度中卒児の平成22年4月1日現在の状況

*平成17年度全国調査：平成16年度中卒児の平成17年4月1日現在の状況



(3) 進学後の中退状況

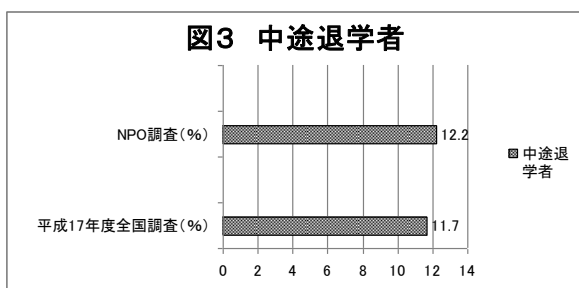
平成17年度全国調査は全学年における中退者であるが、今回の調査は平成21年度に卒業した児童の中退について調査した。平成16年度の文部科学省の高等学校の中退率が2.1%と比べると、児童養護施設の子どもたちの中退率が高い。施設の子どもたちの中退予防を考えなければならない。

表3 高校等中退者数

	平成17年度全国調査		NPO調査	
	人数	%	人数	%
中途退学者	181	11.7	12	13.6

*NPO調査：平成21年度中卒児の平成22年4月1日現在の状況

*平成17年度全国調査：平成17年度中に中退した高校生（全学年）



(4) 中途退学の理由

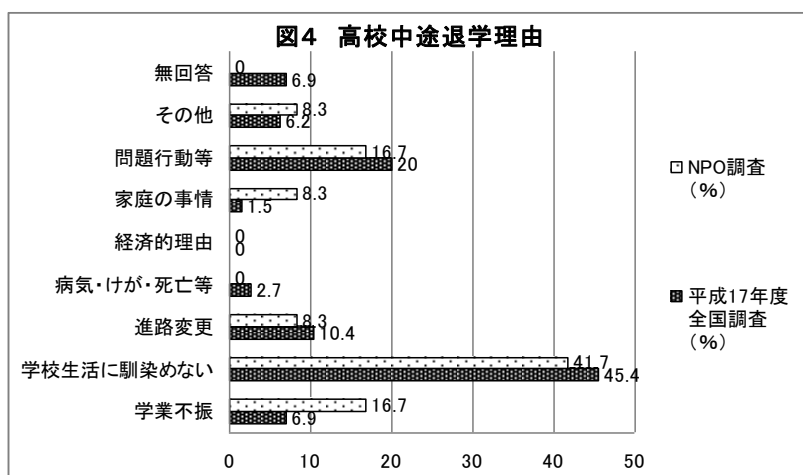
中途退学の理由は平成17年度全国調査とほぼ同じである。学校生活に馴染めない、問題行動によるものが多い。学業不振については施設の子どもたちの基礎学力の向上も考えなければならない。

表 4 中途退学の理由

	平成 17 年度全国調査		NPO 調査	
	人数	%	人数	%
学業不振	18	6.9	2	16.7
学校生活に馴染めない	118	45.4	5	41.7
進路変更	27	10.4	1	8.3
病気・けが・死亡等	7	2.7	0	0.0
経済的理由	0	0	0	0.0
家庭の事情	4	1.5	1	8.3
問題行動等	52	20	2	16.7
その他	16	6.2	1	8.3
無回答	18	6.9	0	0.0
合計	260	100	12	100

*NPO 調査：平成 21 年度中卒児の平成 22 年 4 月 1 日現在の状況

*平成 17 年度全国調査：平成 17 年度中に中退した高校生（全学年）



(5) 中学校卒業後の就職状況

中学校卒業後に就職した子、一時的に職についた子を合わせると 1 割程度いる。平成 21 年度の厚労省の調査では一般家庭も含めた全国では 0.4%であり、就職する児童養護施設の子どもたちが多いことがわかる。

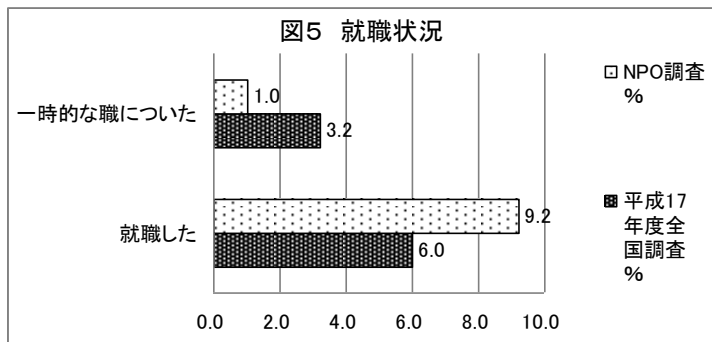
表 5 就職状況

	平成 17 年度全国調査		NPO 調査	
	人数	%	人数	%
就職した	103	6.0	9	9.2
一時的な職についた	55	3.2	1	1.0
合計	158	9.2	10	10.2

*NPO 調査：平成 21 年度中卒児の平成 22 年 4 月 1 日現在の状況

*平成 17 年度全国調査：平成 16 年度中卒児の平成 17 年 4 月 1 日現在の状況

* (%) は卒業生全体に対してのもの



(6) 就職後の転職

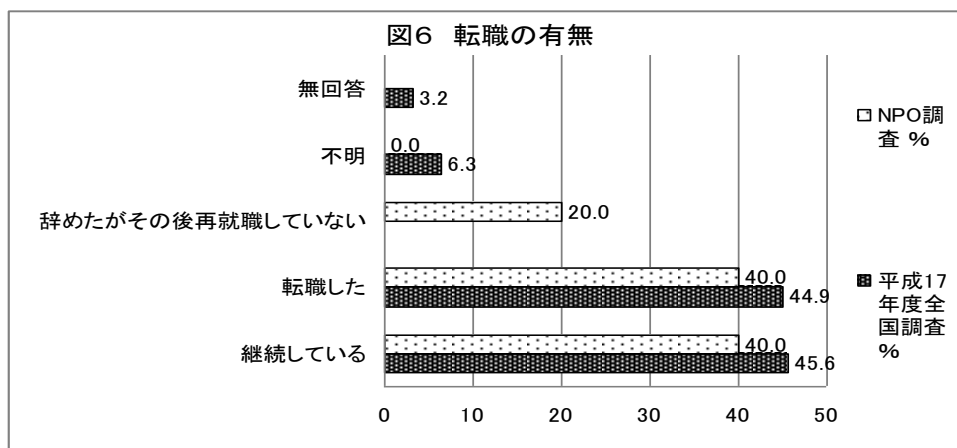
今回の調査では就職した10人のうち1年後に継続していたのは4人であった。平成17年度の全国調査でも45.6%であり、半分以上が継続できている。しかし多くの子どもが転職しており、継続できるようにすることも今後の課題である。

表6 転職の有無

	平成17年度全国調査		NPO調査	
	人数	%	人数	%
継続している	72	45.6	4	40.0
転職した	71	44.9	4	40.0
辞めたがその後再就職していない			2	20.0
不明	10	6.3	0	0.0
無回答	5	3.2		
合計	158	100	10	100

*NPO調査：平成22年度中の状況

*平成17年度全国調査：平成17年度中の状況



2. 児童養護施設在籍児童の高校卒業後の進路に関する調査

(1) 高校卒業後の措置状況

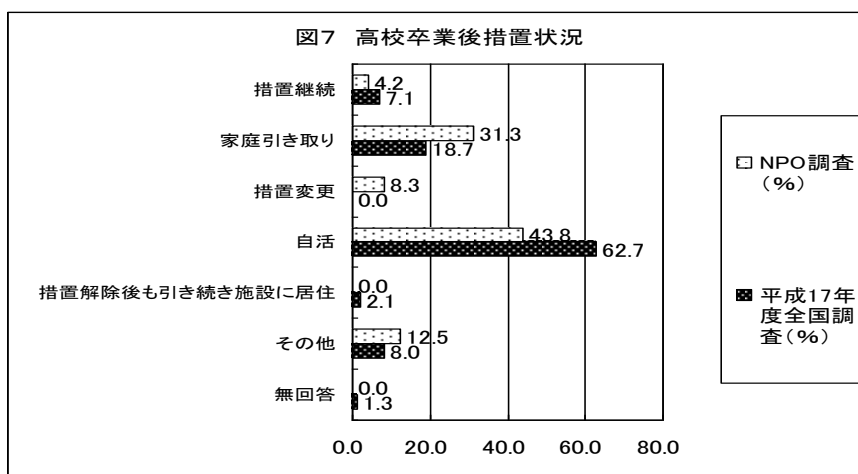
高校卒業時には18歳を過ぎており措置継続のためには理由が必要となる。そのため今回の調査においても措置継続は4.2%となっている。平成17年度調査では自活するものが6割以上いたが、今回は4割程度となっている。これは社会の不況なども影響し一人で自活して生活するには経済的にも難しい状況になってきているということかもしれない。

表7 高等学校卒業後措置状況

	平成17年度全国調査		NPO調査	
	人数	%	人数	%
措置継続	60	7.1	2	4.2
家庭引き取り	157	18.7	15	31.3
措置変更	0	0.0	4	8.3
自活	527	62.7	21	43.8
措置解除後も引き続き施設に居住	18	2.1	0	0.0
その他	67	8.0	6	12.5
無回答	11	1.3		

*NPO調査：平成21年度高卒児の平成22年4月1日現在の状況

*平成17年度全国調査：平成16年度高卒児の平成17年4月1日現在の状況



(2) 高校卒業後の就職状況

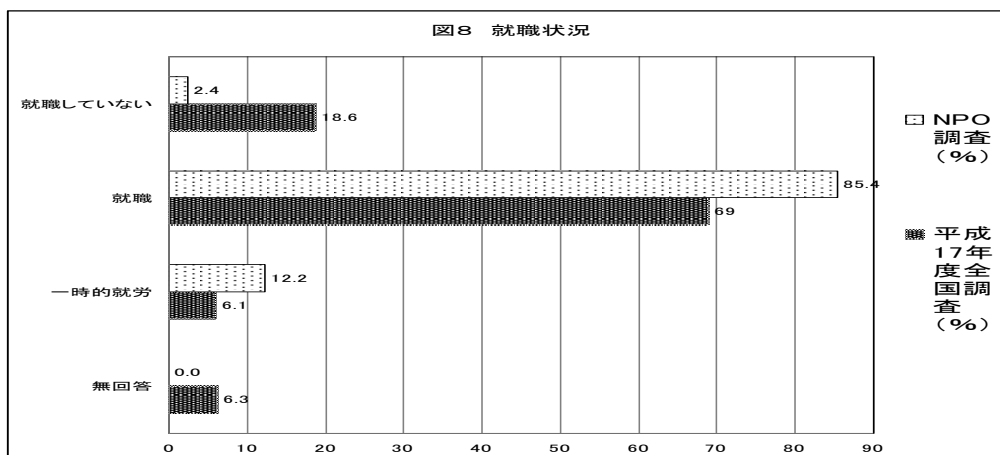
児童養護施設の子どもたちは高校卒業後に就職する子が多い。平成21年度の厚労省の調査では一般家庭も含めた全国では15.7%であり、児童養護施設の子どもたちは多くが就職し施設を退所していくことが予想される。

表8 高校卒業後就職状況

	平成17年度全国調査		NPO調査	
	(人数)	(%)	(人数)	(%)
就職していない	156	18.6	1	2.4
就職	580	69.0	35	85.4
一時的就労	51	6.1	5	12.2
無回答	53	6.3	0	0.0
合計	840	100	41	100

*NPO調査：平成21年度中卒児の平成22年4月1日現在の状況

*平成17年度全国調査：平成16年度中卒児の平成17年4月1日現在の状況



(3) 就職後の転職

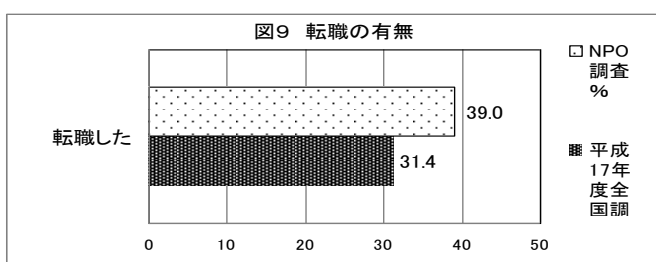
就職した者のうち今回の調査では約4割、平成17年度調査では約3割が1年間の間に転職している。しかし今回の調査では半数以上の子が仕事を継続できていた。

表9 転職の有無

	平成17年度全国調査		NPO調査	
	人数	%	人数	%
継続している			21	51.2
転職なし	407			
転職した	198	31.4	16	39.0
長期間休む			0	0.0
不明	15		4	9.8
無回答	11			

*NPO調査：平成22年度中の状況

*平成17年度全国調査：平成17年度中の状況

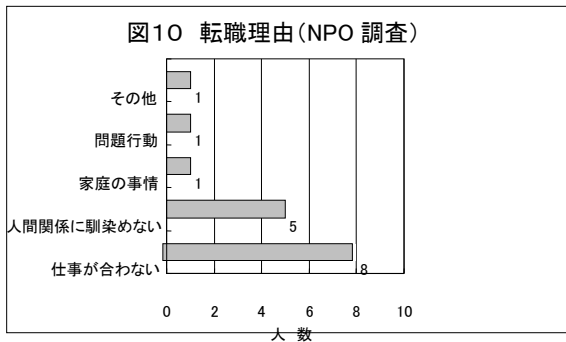


(3) 就職の理由

今回の調査では職員が考える転職の理由を調査した。転職の主な理由は「仕事が合わない」「人間関係に馴染めない」というものであった。これらは就職する前から準備に課題があるかもしれない。

表10 転職の理由(NPO調査)

仕事が合わない	人間関係に馴染めない	家庭の事情	問題行動	その他
8	5	1	1	1



(4) 進学等の状況

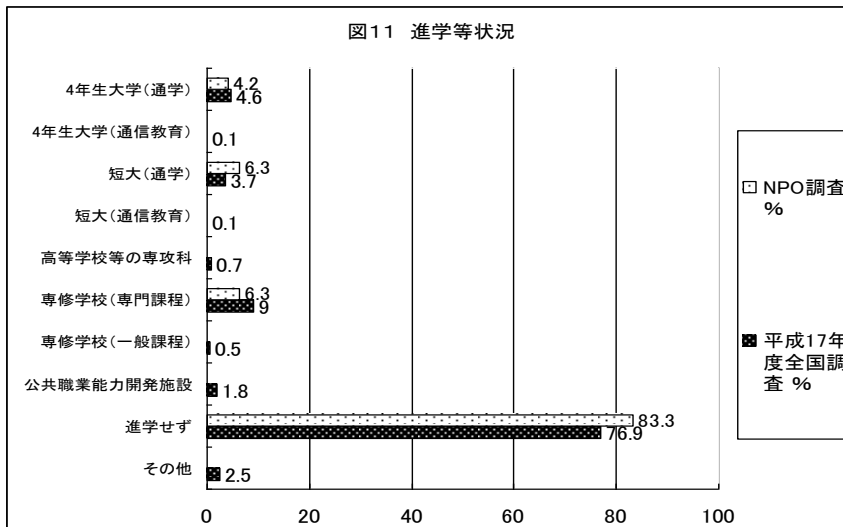
今回の調査でも平成17年度全国調査においても約8割の子どもたちが進学していない。平成21年度の厚労省の調査では全高卒者のうち大学・専修学校等への進学者は77.3%であり、8割近くの子供たちが進学している。

表11 進学等状況

	平成17年度全国調査		NPO調査	
	人数	%	人数	%
4年生大学(通学)	39	4.6	2	4.2
4年生大学(通信教育)	1	0.1		0.0
短大(通学)	31	3.7	3	6.3
短大(通信教育)	1	0.1		0.0
高等学校等の専攻科	6	0.7		0.0
専修学校(専門課程)	76	9	3	6.3
専修学校(一般課程)	4	0.5		0.0
公共職業能力開発施設	15	1.8		0.0
進学せず	646	76.9	40	83.3
その他	21	2.5		0.0

*NPO調査：平成22年4月1日現在における状況

*平成17年度全国調査：平成17年4月1日現在における状況

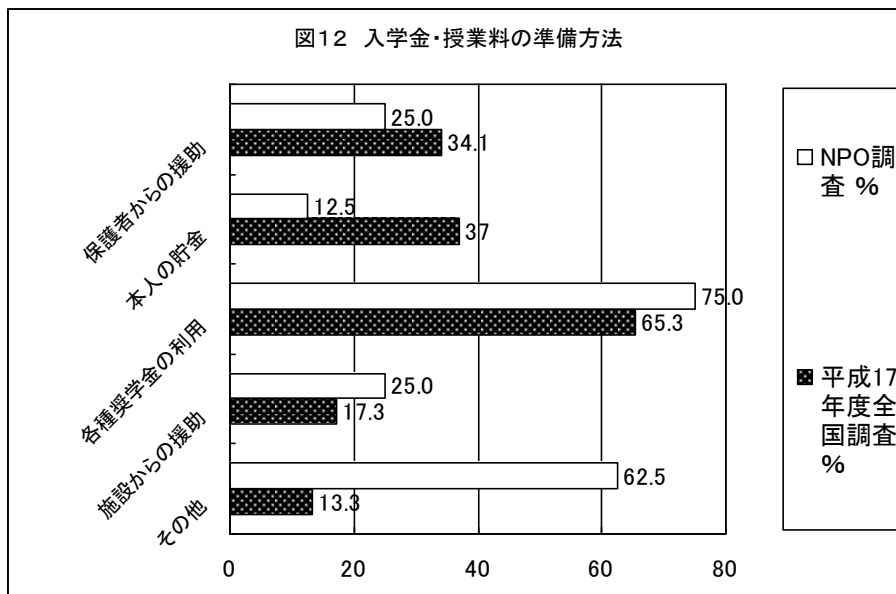


(5) 進学のための入学金・授業料の準備方法

保護者からの援助はあるものの、奨学金や施設からの援助などにより進学している。

表12 入学金・授業料の準備方法(複数回答)

	平成17年度全国調査		NPO調査	
	人数	%	人数	%
保護者からの援助	59	34.1	2	25.0
本人の貯金	64	37	1	12.5
各種奨学金の利用	113	65.3	6	75.0
施設からの援助	30	17.3	2	25.0
その他	23	13.3	5	62.5

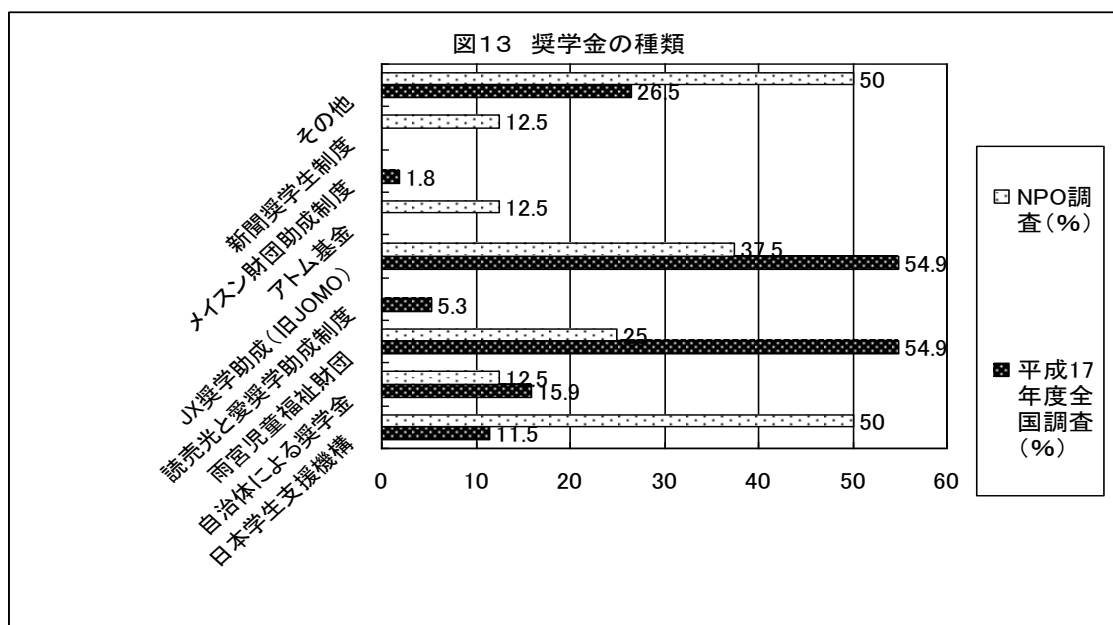


(6) 奨学金の種類

進学にあたってどのような奨学金を利用したのかを調査した。いくつもの奨学金を組み合わせ利用していることがわかる。

表13 奨学金の種類(複数回答)

	平成17年度全国調査		NPO調査	
	人数	%	人数	%
日本学生支援機構	13	11.5	4	50.0
自治体による奨学金	18	15.9	1	12.5
両宮児童福祉財団	62	54.9	2	25.0
読売光と愛奨学助成制度	6	5.3		0.0
JX奨学助成(旧JOMO)	62	54.9	3	37.5
エキスパート奨学資金	0			0.0
アトム基金	0		1	12.5
メイスン財団助成制度	2	1.8		0.0
資生堂児童資金奨学金	0			0.0
日本アムウェイ奨学金	0			0.0
新聞奨学生制度	0		1	12.5
生活福祉資金	0			0.0
その他	30	26.5	4	50.0



3. アフターケア体制に関する調査

(1) アフターケアの方法

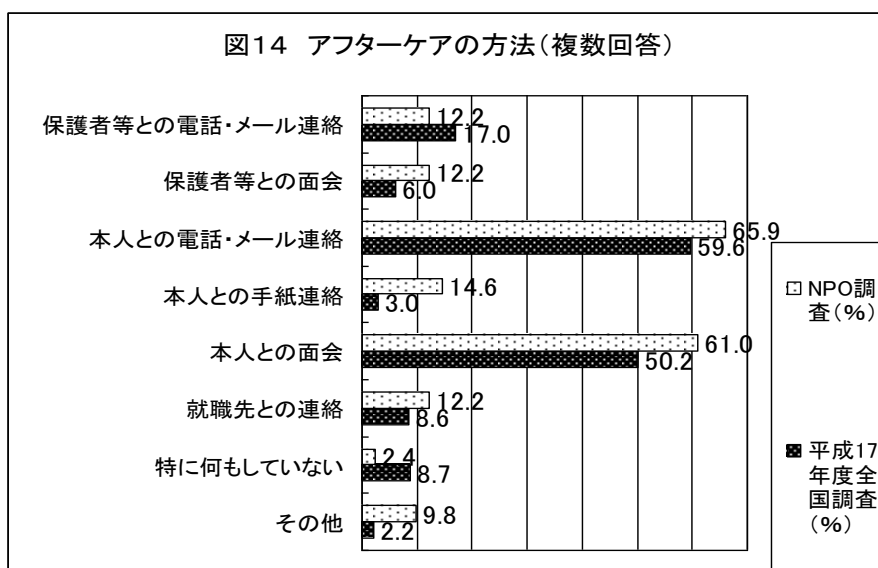
児童養護施設を退所した子どもたちへのアフターケアの方法について調査した。本人との電話・メール、面接といったものが多い。

表14 アフターケアの方法(複数回答)

	平成17年度全国調査		NPO調査	
	人数	%	人数	%
保護者等との電話・メール連絡	209	17	5	12.2
保護者等との面会	74	6	5	12.2
本人との電話・メール連絡	731	59.6	27	65.9
本人との手紙連絡	37	3	6	14.6
本人との面会	616	50.2	25	61.0
就職先との連絡	105	8.6	5	12.2
特に何もしていない	107	8.7	1	2.4
その他	27	2.2	4	9.8

*NPO調査：平成23年3月末における状況（高卒者48名中、有効回答数41名）

*平成17年度全国調査：平成18年3月末における状況（高校生の退所児 1227人）



(2) アフターケアを行う職員

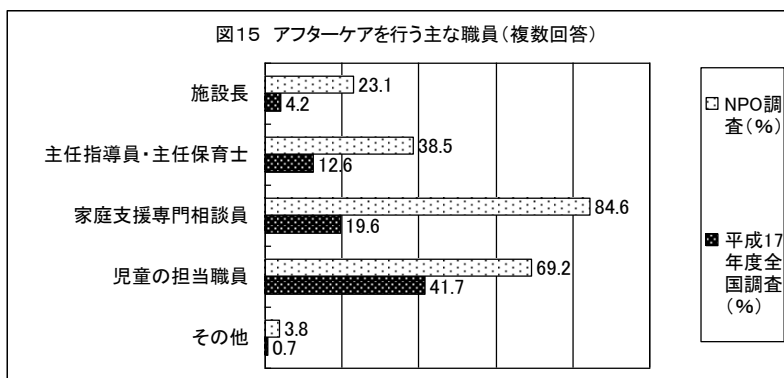
アフターケアを行う職員は施設長、主任指導員・主任保育士、家庭支援専門相談員、担当職員など様々な職種の職員が行っているようである。今回の調査では全国調査と比較して施設長が行っている割合が大きい。

表15 アフターケアを行う主な職員(複数回答)

	平成17年度全国調査		NPO調査	
	人数	%	人数	%
施設長	52	4.2	6	23.1
主任指導員・主任保育士	155	12.6	10	38.5
家庭支援専門相談員	240	19.6	22	84.6
児童の担当職員	512	41.7	18	69.2
その他	8	0.7	1	3.8

*NPO 調査：平成 23 年 3 月末における状況（回答施設数 26）

*平成 17 年度全国調査：平成 18 年 3 月末における状況（高校生の退所児 1227 人）

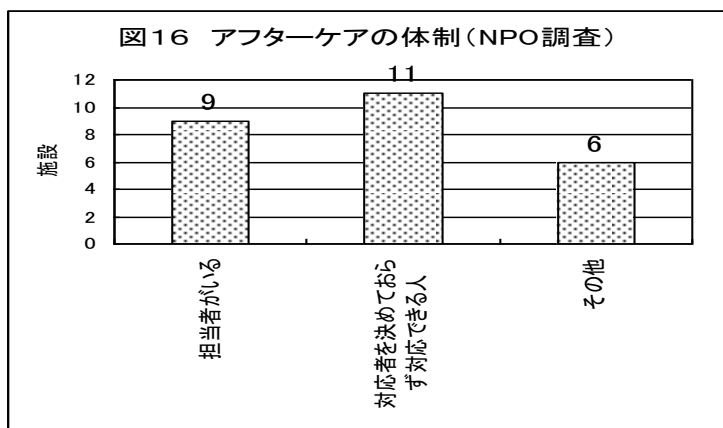


（3）アフターケアの体制

アフターケアの担当者がある施設もあれば、担当者は決めておらず対応できる人がするという施設も多い。

表 16 アフターケアの体制(NPO 調査)

担当者がある	対応者を決めておらず対応できる人	その他
9	11	6

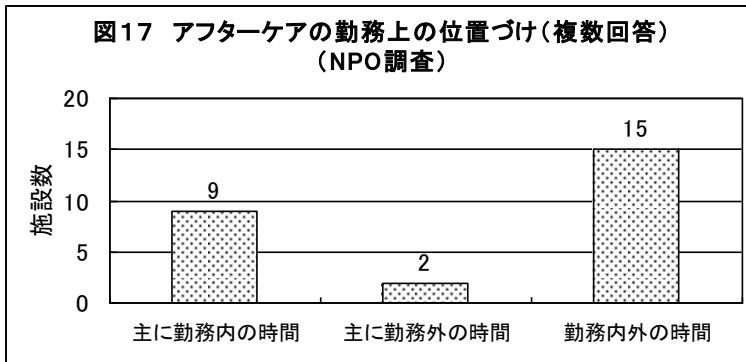


（4）アフターケアの勤務上の位置づけ

アフターケアを行う時間を勤務時間内に位置づけているのかどうかということを調査した。勤務時間内だけでなく、時間外にも行うことが多いことがわかる。

表 17 アフターケアの勤務上の位置づけ(NPO 調査)

主に勤務内の時間	主に勤務外の時間	勤務内外の時間
9	2	15

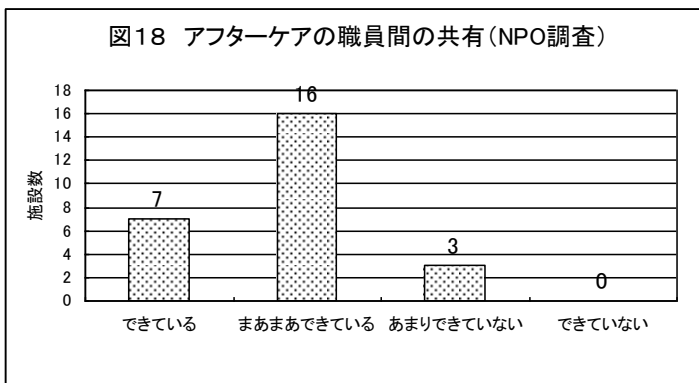


(5) アフターケアの職員間の共有

アフターケアの情報などを職員間で共有できているかということについて調べた。「できている」「まあまあできている」と合せると9割近くの施設となる。

表18 アフターケアの職員間の共有(NPO調査)

できている	まあまあできている	あまりできていない	できていない
7	16	3	0



児童養護施設における

「子どもと職員間暴力」と「子ども間暴力」に関する調査

—安心できる生活づくりのために—

はじめに

NPO 法人こどもサポートネットあいちでは、2010 年に全国各児童養護施設の皆様のご協力のもと、『①安心できる生活づくりに向けて』と『②施設における将来の進路選択の課題～大学進学等をめざして』のテーマで、職員の方と高校生のアンケート調査を実施しました。その調査結果におきましては、今後の社会的養護の援助の方向性をさぐるための貴重な示唆を得ることができました。そして、2012 年は 2010 年調査の結果をふまえながら、「安心できる生活づくり」に焦点を絞り、さらに「子どもと職員間暴力」と「子ども間暴力」に視点をあてて、具体的な事例を含む調査を実施することとしました。

2010 年のアンケート調査では、「子ども間」や「子どもと職員間」において、暴力的な行為が生活の中で多く生じていることが示されました。このことは、全国のどのような施設でも起こりうる可能性の高さがよみとれ、日頃において、子どもとの対応を熱心に良心的な思いで行っている施設であっても、防ぐことが非常に困難な現状もあることが考えられます。

そこで、2012 年の調査では、そうした視点をもちながら、どのような状況下で「子どもと職員間」と「子ども間」で暴力的な行為が生じているのか（要因・背景）、生じたときの対応はどのように行われたのか（対応過程）、その後の経過はどうであったか（経過）の 3 点について全国の児童養護施設にアンケートによる具体的な事例を含む調査を行いました。

この調査により、どのような状況で暴力が起きやすいかといった背景を把握し、その暴力事例における対応のプロセスの分析を行い、その対応と経過を振り返ることで、よりよい対応方法を探っていきたいと考えます。そして調査結果を生かして、各施設等で生じている暴力を防ぎ、あるいは潜在化している暴力的な行為を予防し、子どもたちが安心して生活ができる環境づくりに少しでも役立てたいと思います。なお、倫理的配慮として、本調査は原則、無記名としました。回答者のプライバシー保護に十分留意をし、率直なご意見をお聞かせいただきました。

2012 年調査のアンケートは、調査 1【施設調査】（主に子ども間暴力）と、その施設に所属のケアワークをご担当されている職員の方を対象とした調査 2【職員調査】（主に子どもと職員間暴力）の 2 部構成で実施しています。調査 2【職員調査】におきましては、各経歴年数別に 3 者の方にお答えいただくよう、3 名分のアンケート調査票を各施設に郵送しま

した。今回の調査報告では、調査2【職員調査】（主に子どもと職員間暴力）における各施設職員に回答いただいたものを主としてご報告いたします。また、アンケート調査実施後に施設職員対象のインタビュー調査も行いました。後半ではその一部分をあわせてご報告します。

本調査における暴力の定義について、「人の心とからだを傷つける行為」として調査を進めました。この定義は、森田ゆり氏が著書「子どもと暴力」（1999）の中で用いているものを援用しています。この定義のもとでは、暴力は物理的、身体的暴力だけに限定しておらず、言葉や無視による心理的な攻撃も、その結果として身体症状や鬱状態に陥るなどの身体的支障をもたらした場合なども含まれます。しかし、構造的暴力（権力関係の違いそのものが暴力であるとの考え）までは含みません。また、森田氏の定義では、「深く傷つける」という表現となっているため、より限定的ですが、「深く」という表現を削除し、範囲を広げました。この定義はアンケート調査票の冒頭に明記しており、またインタビューの開始前にインタビュー対象者に定義を説明しています。

このようなことをもとに本調査で暴力の定義としていますが、暴力の詳細については各回答者の判断に委ねているため、とらえ方に若干の個人差もございますことも予めご了承ください。

児童養護施設における暴力に関する アンケート調査から見えてきたこと

児童養護施設内で起きた暴力に関する職員を対象としたアンケート調査の結果を概観し、注目すべき項目と結果についていくつか抜粋し、そこから考察できること等を調査者の視点からコメントさせていただきます。

【子どもから職員への暴力行為に関すること】

1. 暴力の状況について

これまでに 66.3%の職員が子どもから暴力を受けた経験があるという回答結果となりました（表2-1）。また、暴力を受けたことがあると回答された職員の方で1年以内に受けた職員のみ聞いたなかで、男子児童からの暴力が女子児童よりも多く、複数回答で73.5%でした（表3-4）。また、年代としては複数回答で中学生が最も多く、41.9%とその前後の年代である小学校高学年32.4%、高校生28.9%の順でした（表3-8）。また、その暴力の内容で多かったのは複数回答で、身体的暴力が82.9%であり、続いて言葉による脅し48.6%、器物破損42.9%でした（表4-2）。

◆調査者のコメント

職員に対して暴力行為をした子どもは男子児童で中学生前後が多いという結果ですが、この年代は、思春期で様々な心理的葛藤を抱えている時期であること、義務教育終了前で

あり、進路など将来への不安感も高まりつつある時期ということが背景として考えられます。また、身体的発達面においても成長や変化が著しい時期でもあります。そのような時期にあり、自身の様々な内面の葛藤や悩みを、大人である職員に対して反抗心として向けられやすく、特に、身体的に体力がついてきた男子児童においては、言葉で表現する方法よりも身体的暴力という力で表現してしまうということも、女子児童より起きやすいことが予想されます。

2. 暴力をした子どもの障害の状況

職員に対して暴力をふるった子どもの障害の診断状況（複数回答）では、診断があると回答したなかで、多かった順に、ADHD と知的障害が同数で 18.7%、反応性愛着障害 15.7% でした（表 3-12）。また、診断名が特にでていないは、56.0% でした。そのうち、診断名が特にないが何らかの障害があると思われると回答したのは 51.3% でした（表 3-13）。

◆調査者のコメント

職員へ暴力をふるった子どもが障害の診断を受けている場合が多く、さらに診断名はないが、何らかの障害があると思われる子どもをあわせると、6~7割程度は障害などの特徴がみられることが見えてきています。この結果より、暴力が起きる背景に、発達的な障害があり、子ども自身がコミュニケーションの困難さを抱えていること等が予想されます。障害等の背景があることにより、言葉での意思疎通や表現がうまくできないこと、職員との関係づくりや関わりの難しさの課題が考えられます。しかし、障害があるために暴力を起こしてしまうといった解釈に直結してはならない点を踏まえておく必要があります。それは、何らかの障害を背景とした特性に対して周囲の理解が十分ではないことで、二次的障害として暴力的な行為となっていることがあるためです。特に発達的な障害等については、認知や行動上の特性が障害として周囲から気づかれにくかったり、認められなかったりする場合があります。そうした周囲の理解の不十分さから、必要な支援や配慮が受けられないことが起きやすく、周りからの非難や叱責を受けることが多くなり、自己肯定感の低下につながりやすくなります。また、言語による表現の困難さ、他者の感情をくみ取れない等が重なって、自暴自棄となったり暴力的行為につながったり、悪循環になることがあります。職員全体や子どもたちへ障害特性に関する十分で適切な理解をはかるなかで、コミュニケーション方法の工夫や配慮など、環境を整えていきながらこのような二次的障害としての暴力行為が起きないようにすることが必要と思われます。

3. 最も対応に苦慮した事例について ー職員体制ー

子どもから職員への暴力が1年以内にあり、その中で最も対応に苦慮した事例について答えていただきました。その暴力の事例が起きた時に、すぐ駆けつけてくれる範囲にいた職員が「一人」であったのが、33.8%で、「いない」というのが26.5%でした（表5-1）。また施設形態別に、「いる」か「いない」かの2分類にしてクロス集計したものでは、大舎

制は「いる」が78.5%であり、施設形態別では最も高い結果でした。しかし、「いない」が最も高かったのはグループホームで40.0%であり、大舎制の約2倍でした（表5-2）。

◆調査者のコメント

施設形態が小規模化していくと職員体制で一人勤務となることが多くなり、職員が手薄ななかで暴力が起きてもすぐ駆けつけてくれる人がいない状況が多くなることが予想されます。施設形態ごとの回答者数に差があるため、単純比較だけでは明確なことはいえませんが、そういう傾向が少なからず起きやすくなると考えられます。

4. 最も対応に苦慮した事例について ー起因ー

子どもから職員に対して1年以内で起きた暴力事例で最も苦慮した事例における起因について多かったのは複数回答で「要求が通らないいら立ち」が89.9%、「施設のルールに対する不満」と「子ども同士のトラブル介入」が同数で35.8%でした（表6-2）。

また、自由記述による要因の傾向では、要求が通らないことで職員へ暴力によって怒りを表現したり、やつあたりするということが多くありました（表7-1）。問6の起因に関する選択肢になかった要因として、《成育歴（虐待の影響など）》から、《家族との関係》、《将来への不安感》、《甘えたい気持ち》や《満たされない気持ちの積み重ね》、《（宿題などができないことに対して）うまくいかない自分自身に向けられた葛藤を職員にぶつける》、《年下の子へのいじめを注意したとき》、《言葉での表現がうまくできないため》、《施設内での暴力の連鎖》などの要因が新たに浮かんできました（表8-1）。

さらに、自由記述の対応の傾向では、《子どもにクールダウンさせる》ために、《時間をおく》こと、《距離をおく》《別室で対応する》などが多く挙げられていました。また、《他の職員（第三者）に入ってもらおう》、あるいは《他の職員に交代してもらおう》、《落ち着いたら子どもと振り返りをする》、《話をじっくり聞く》、《施設全体で共有する》、《暴力があった子へ褒める取り組みを日常的に行っていく》、《児童相談所に介入してもらおう》などが主に挙げられていました（表9-1）。

◆調査者のコメント

子どもは「要求が通らないいら立ち」で職員に暴力をふるってしまうことが多い結果ですが、どのような要求であるのか、その要求の内容によって対応方法が異なると思われます。例えばその要求を通すことがその子どもの成長や育ちにとって有益ではないと判断される場合は、その要求を通すことができない理由を伝え、大切な存在であるからこそ要求を通せないことを説明しなければなりません。また、施設で生活しているがゆえに要求が阻まれてしまう場合、つまり「施設のルール」に対してのいらだちと重なっていることもあると思われます。そのような要求では、施設で生活していること自体に納得をしていない子どもであると、自分がおかれている境遇そのものへの怒りも生じてきます。なぜ施設で生活をするのかを整理していき、施設で生活するなかで守らなければならないこと、要求を通せないこともあることを具体的に納得いくように説明することが必要と考えます。

そのように子どもの要求に丁寧に向き合うことで、気持ちが落ち着く場合もあると思われます。また、要求を部分的に受け入れたり、代替案を提案したりする工夫なども検討するとよいかもしれません。どのような要求に対しても、子どもが何を要求しているのか、どのような気持ちがあるのかをじっくり話を聞くことが大切であると思われます。

また、自由記述では暴力の要因として、成育歴や家族との関係が要因にあるという記述がありました。家族への葛藤や不満が他者への暴力といった表現で表されていることも考えられるようです。普段から子どもの家族への思いを聞くことや、生い立ちを一緒に整理していく取り組みも必要であると思われます。

また、自由記述による暴力後の対応で、まずは子どもが落ち着くよう、冷静になってもらうことが最優先されていることが多くありました。その方法としては、時間や距離をおく、別室で対応する、他の職員に介入してもらうなどが挙げられています。落ち着いて話ができる体制を整えることが先決であり、その後は振り返りを行い、複数の職員と共有して対応していくなどが多くありました。これらは基本的な初期対応のプロセスであると思われます。

5. 暴力を受けた時の経験年数

子どもから暴力を受けたときの職員の経験年数では、最も多かったのは、複数回答で 1 年目 26.6%、次に 2 年目で 23.8%、3 年目が 17.5%で続きました。経験年数が短い時に、子どもからの暴力を受けた職員が多くを占めていました。一方で経験年数が長くなってから暴力を受けたという職員は少ない結果でした（表 10-5）。

◆調査者のコメント

職員が施設に就職して初年度は子どもの試し行動が多くあることや、大学等卒業後に新卒で入職された職員の場合は子どもとの年齢の近さから、日常の不満や頼みごとなどを子どもが言いやすいということが考えられます。それがエスカレートしていき、子どもが無理な頼みごとや要求を言うてくることがあります。職員側も経験の少ないことからその要求などに戸惑ったり困惑したりしてうまく対処できないことが起きやすいかもしれません。さらに信頼関係の途上段階でまだお互いのことが理解しあえていない時期ということも重なり、トラブルが起きやすいと考えられます。経験の短い職員は子どもが何を求めているのかすぐにくみとれないこと、子どもはその職員に自分の思いが伝わらないもどかしい気持ちを、荒っぽい言葉での表現や暴力で表してしまうなどが考えられます。

【職員から子どもへの暴力行為の背景と内容および対応】

1. 暴力の状況について

職員に、これまで子どもに暴力行為をしたことがあるかを尋ねたところ、31.8%が「ある」と答えました（表 11-1）。その内容は、複数回答で身体的暴力が 69.2%、言葉による脅し 35.9%でした（表 12-2）。また、職員が暴力をしてしまった対象の子どもの性別では

複数回答で 74.6%が男子児童で女子児童より多い結果でした（表 12-4）。さらに年代については最も多いのは複数回答で中学生 32.5%、続いて小学校高学年 22.5%、小学校低学年 20.8%でした（表 12-6）。そして、職員から子どもへの暴力行為の理由（複数回答）では、「子どもが起こした暴力行為を止めようとしたとき」が 35.3%で最も多く、次いで「子どもが暴言をはいたとき」24.4%、「子どもが言うことを聞かないとき」と「注意しても子どもがふざけていたとき」が 23.5%、続いて「自分が感情的にいらだっていたとき」22.7%でした（表 12-8）。

◆調査者のコメント

子どもに暴力行為をした職員は身体的なものが多い結果ですが、その相手は男子中学生が主でした。またその理由について、子どもが起こした暴力行為を止めようとしたときが最も多い背景でした。このことから、中学生となり体力的に力がついてきた男子児童が他者に暴力行為をしてしまった時に、職員がそれを止めるために力づくで抑制しないとおさまらないと判断され、やむを得ず暴力行為をしてしまった状況が考えられます。つまり、その子どもを力で制止をしないとさらにエスカレートする可能性や、事態が悪化することが予想された場合に職員が子どもに対して暴力で抑える結果となったのではないのでしょうか。それ以外の理由として、暴言をはいたときや言うことを聞かないとき、注意してもふざけていたときがあげられており、これらは対応方法を変えるなどの工夫が必要な要因です。また、自分が感情的にいら立っていたという理由については、職員自身の自己覚知や自己の感情をコントロールするなど自らを改善していく必要があります、そのような研修を受けるなどによって対応していかねばならないと思われま

2. 他の職員に話をしたか

子どもへ暴力行為をしてしまったときに他の職員に話をしたかどうかを尋ねた結果では、66.9%が「すぐに話した」と回答しています。一方で「誰にも話をしていない」が 10.2%でした（表 12-10）。

◆調査者のコメント

子どもに暴力をしてしまったことについて、多くの職員はすぐに他の職員に話をしますが、誰にも話をしていないという職員が 1 割ほどいます。施設内で職員の悩みや言いにくいことを話せる環境がないことがその背景にあることが予想されます。話すことでその後何らかの懲戒を受ける可能性に対する恐れがあること、その後の職務のしづらさなどから誰にも話せていないことも考えられます。しかし、こうした暴力を起こしてしまう可能性は誰もあることとしてとらえ、暴力をしてしまった背景や要因を個人の責任問題としてだけでなく、そうした状況を生み出した施設全体の課題としてとらえていく必要があります。施設内の職場環境や組織体制などを見直すことが求められるのではないのでしょうか。そのようにとらえることで、事態が起きる前に、職員チームや施設全体でフォローし合う体制づくりが可能となり、困った場面などを早めに身近な職員に相談しやすくな

り、職員が暴力を起こしてしまう事態を早い段階で未然に防ぐ体制が可能になると思われます。

3. 暴力をした時の経験年数

子どもに対して暴力行為を起こした時の経験年数（複数回答）では、最も高かったのは、2年目で25.8%であり、次いで1年目18.3%、続いて3年目と4年目が15.8%でした（表13-3）。

◆調査者のコメント

経験の短い1～3年目の職員が子どもに対して暴力行為をしてしまったという結果から、子どもから職員への暴力の結果と同様に、子どもが経験の短い職員に対して、様々な試し行動を起こすこと、職員の年齢の若さから何でも思いを言いやすいということがあります。そして試し行動などから子どもが無理な要求を言ってきたときや挑発的な言動などがあつたときに、感情的になって暴力を起こしてしまいやすいことが予想されます。また、子どもが他者に対して暴力をしているのを職員が止めようとする際についても、その子どもを落ち着かせるための手段や方法がつかめるまでの関係性ができていないことから、力で抑制する方法でしかわからなかったために、起きてしまうことも考えられます。経験の長い職員の場合は、子どもの気持ちを落ち着かせるようにするための、個々の子どもにあった方法を経験的に身につけていることがあります。経験の短い職員は、子どもの激しい暴力的な状況等に遭遇すると、職員自身が動揺してしまい、冷静な判断が難しくなることが多くあります。また、経験の未熟さ、その子どもへの理解や関係性が十分できていない段階であることもあり、暴力行為によって抑止させる結果につながりやすいのではないのでしょうか。

児童養護施設における暴力に関する インタビュー調査から見えてきたこと

2012年のアンケート調査の後（約2ヵ月後）に、児童養護施設職員を対象としたインタビュー調査を実施しました。このインタビュー調査では、児童養護施設12箇所に対して、一定の同様な質問項目にしたがって聞き取りを行いました。施設内で起きた暴力に関して、「子どもから子どもへ」、「子どもから職員へ」、「職員から子どもへ」の各暴力についてうかがい、その中で最も対応に苦慮された事例の詳細を聞きとったものです。現在、12箇所のインタビュー調査内容の整理途中の段階です。今回の報告では、現段階において整理を行った3箇所の施設で聞き取った内容の一部のみご報告させていただきます。

※「 」内の言葉は、インタビューで職員の皆様に語っていただいた内容を引用したものです。引用した言葉には、それぞれ項目別にアルファベットと番号をつけてあります。

【暴力の背景に関すること】

◎職員の語り

A-1: 「入所前に暴力を受けていた子どもなので成育歴も影響しているかもしれない。」

A-2: 「入所前に、女の子自身が性的虐待を受けていた可能性が高い。そういう行為で関係性をとるというのを学習してきたのではないかと考えられる。」

A-3: 「きっかけは、特に何かがあったからというわけではない。普段もいたずら、遊び感覚でやっているが、度をすぎてしまうことがあり、今回はその延長線上に起きたこと」

A-4: 「小学生までは暴力の連鎖があったので、その子が中心にやっていた。今も中3で思春期の年齢だが、落ち着いてきている。落ち着いてるといふか進路について悩んでいる。」

A-5: 「今回のようなことは関係が悪くて暴力があったというよりも興奮していたのを制しようとして起きたということである。」

◆調査者のコメント

職員の方の語りから、暴力が起きた背景には、子どもの成育歴や入所する前の状況、家庭との関係の影響があることがわかります (A-1, A-2)。特に虐待経験のある子どもは、入所前の家庭環境で身につけてきたことを施設入所後に他の子どもなどに再現してしまうことが考えられます (A-2)。それらは何気ない日常から、その兆候がみられる場合もありますが、表に表出しにくい場合もあります。また、内面の不安や寂しさが積み重なっている状況などがベースにあるかもしれません。

また、子ども同士で遊び半分で行っていたことがエスカレートしていったという場合もみられます (A-3)。子どもが、やっていい範囲とそうではない範囲の理解があいまいであることが考えられます。成育歴との関係で、幼いころから暴力的な環境で育った子どもの場合は特に暴力行為に関する適切な理解ができておらず、暴力に対して肯定的なとらえ方や曖昧さがあることが予想されます。それから、施設内での暴力の連鎖が継続されていることで生じていることも語りの中でみられました (A-3)。また、子どもが落ち着かなかったときに、職員が子どもの興奮状態を落ち着かせようとしたときに、子どもからの暴力を受けたということがありました (A-5)。アンケートでは職員が子どもに暴力をしたときの理由で、子どもの暴力などを止めようとしたときという背景が多くありました。職員が暴力を受ける場合も暴力をしてしまう場合も、子ども自身の暴力や興奮状態を抑えるためであることが背景に考えられることがみえてきました。

【暴力の対象者との関係に関すること】

◎職員の語り

B-1: 「嫌いだからといったことではなく、衝動的な遊び感覚でやったようである。普段から仲が悪いということではなかった。」

B-2: 「本児の好きなスポーツなどもしてくれていて関係は良い。普段から暴力などを受けることはない。」

◆調査者のコメント

身近で親密な関係だった子どもや職員が、暴力の被害をうけていることがあります（B-1, B-2）。普段はよく接している相手には感情を出しやすい、ぶつけやすいという側面があります。いつもは仲良く、良好な関係の時もある相手などに対して暴力をしてしまうことがあるようです。より身近な相手に対して感情がぶつけやすい、表出しやすいということが考えられます。また一方で、このことは暴力の被害児童はDVの被害者のようなサイクルに陥る可能性を秘めているのではないのでしょうか。良好な関係と不適切な関係の繰り返しがなされ、仲良く良好な時期があると、暴力を受けた側は何とかやっていけるかもしれないという認識になることがあります。また自分が相手にとって必要とされているような錯覚に陥ることもあり、相手に力で支配されていることに気がつかずに過ごしていることも生じてきます。暴力をしてしまう側も仲の良い相手、自分を受け入れてくれる相手に対して、いつも暴力をするのではなく、相手を思いやれるときもあります。しかし、時として衝動的に身近な相手に激しい感情を向けてしまいます。暴力をしてしまう側は、遊びの延長線上に暴力的な行為をしてしまうなかで、暴力的な不適切な関係になっていることをわかりにくくさせ、一見、遊びの範疇（子ども同士でよくあるケンカ）として周囲に思わせまい、発見や介入が遅れることにつながりやすいことがあります。

【暴力後の対応に関すること】

◎職員の語り

G-1: 「他の職員が2人いたので、『違う問題になってくるのでやめようね』、と言ったり、部屋を飛び出そうとするので制止をした。その後自分の居室に落ち着いて戻っていった。」

G-2: 「それぞれに個別対応をし、一人ひとりに聞き取りを行った」

G-3: 「当事者（加害者、被害者）の子どもの聞き取りをした。職員が威圧的、感情的になってしまわないように必ず複数対応を心掛けているので、複数（担当者と施設長）で聞き取りをして事実確認をした。」

G-4: 「児童相談所に報告し、心理士に両方の子どもたちへ聞き取りをしてもらった。」

G-5: 「児童相談所を交えて子ども同士の謝罪を行った。それぞれの児童相談所の担当ケースワーカーの方に関わってもらい、加害者は通所という形で、被害者はメンタルケアという形で児童相談所に関わってもらった。最終的には当事者と担当者と施設長とそれぞれの担当ケースワーカー立会いの下で、謝罪をし、暴力をしないという約束をした。」

G-6: 「被害者の家族への説明をして謝罪をしていく。」

◆調査者のコメント

個別に話をしっかり聞く対応や、振り返りの時間をとること（C-1, C-2, C-3）、関わる職員は複数であること（C-3）、第三者の機関として児童相談所に関わってもらう（施設内だけでなく外部も協力してもらう）ということが多く語られています（C-4, C-5）。暴力後の対応において、関わる人が少ないと、起きたことの重大さが子どもに伝わりにくいということ

があります。生じた後の対応では複数の人が関わり、暴力行為が社会的に適切ではない感情表現の方法であることを第三者からも言ってもらえると、起こしたことの重大さを子どもが実感しやすいと考えられます。第三者の存在から言われることで客観視され、認識が変わる子どももいます。

また職員全体で共有することの大切さも多く語られていました。状況によってチーム対応を行ったり、主任や施設長に関わってもらったりなど、施設内の第三者にいつでも協力してもらいやすい施設環境づくりも必要です（C-3, C-4, C-5）。そのほか、子どもの家族にも状況に応じて伝える対応も必要になります（C-6）。しかしその場合には、その家族状況、入所背景を十分に配慮して伝え方を検討していかなければなりません。虐待による入所であった場合は、その子どもが家族から叱責を受け、再度虐待を受けてしまうリスクを避けなければなりません。

【暴力の対応に関する要望】

◎職員の語り

D-1: 「一緒に考える場所、検討する場が必要だと思う。施設、児童相談所、警察、学校など。（現状は機関が近いとすぐに来てもらえるが遠いところだと電話連絡で終わってしまったり対応が遅れてしまうことがある。）」

D-2: 「1人当たりに対する職員の数が限られているが人員配置を増やす。」

◆調査者のコメント

職員の方の思いでは他機関にももっと協力して欲しいということが語られています（D-1）。施設内職員だけでは難しいことがあるので、児童相談所、学校、警察、その他の機関などに協力をして欲しいという要望が挙げられています。

また、職員の人員配置を増やしてほしいという意見もありました（D-2）。暴力が起きやすいのは職員が手薄な時間帯が多いこと、職員数の増員をしないと一人勤務の時に起きた暴力は助けを呼べないということが考えられます。今後は特に施設形態が小規模化していく中で職員体制は不可欠な課題です。

【要求が通らないときの暴力】

「要求が通らないときに子どもが暴力を起こしやすい」というアンケート結果について職員の方からコメントをいただきました。

◎職員の語り

E-1: 「要求などがあつた時にそれを言っている背景に何があるかを見ていく必要があると思う。何を訴えようとしているのか、要求になって表れているだけかもしれないということがある。子どもが言葉で言っていることが果たしてその子の「本当の要求」なのかを見極めておく必要があると思う。その子が何を訴えているのか、本当の要求を理解するようにしている。」

E-2:「要求を全部満たすことが良いというわけではなく、要求に対してきちんと答えてあげるだけでも違ってくる。なぜ、こうしているのかなどの理由も加えるなど。学園の経済的な理由とかもつけ加えて説明することで要求が通らなくても気持ちが満たされてくることがある。話を聞いてもらえないというのは一番良くない。職員みんなで何かあったら一緒に考えて行こうということが大切。」

◆調査者のコメント

子どもから何らかの要求があったときに、その背景に何があるかをとらえる視点が必要であると語られていました (E-1)。その子どもが言葉で言っている要求は一面的なものであり、本質的な要求(欲求)は別なことであるかもしれないという認識も必要です。もっと自分の意見や思いに耳を傾けてほしい思いが根底にあり、その要求について考えてくれることが自分との関わりをもってくれるという1つのコミュニケーション表現であることも考えられます。つまり、自分のことに向き合ってもらいたいということが本質的な要求である、という見方も必要かもしれません。また、出された要求などについて、職員全体で考えて子どもたちに答えを丁寧に返していくという取り組みも必要であると考えられます (E-2)。

まとめにかえて

なぜ、児童養護施設の子どもたちが他の子どもや職員に対して暴力行為をしてしまうのでしょうか。そして、施設で暮らす子どもたちを支えようと志した職員が、なぜ子どもに暴力をふるってしまうのでしょうか。少しでもそのような状況が起きないように、子どもたちが安心して暮らせるように、そして、職員も生き生きと子どもたちの生活づくりを支えていけるように、と願いをこめてこの調査にあたっています。まだ分析途中ですが、子どもたちのことをさまざまな角度、多くの人の視点から、また語られた言葉より見つけていく作業をしているところです。ここからは調査全体をとおしての個人的な感想になります。が、いくつか感じたこと、気がついたことを書かせていただきます。

<暴力という表現は何からきているのか>

子どもたちが示す暴力という表現の背景は何かを考えた時に、一つのことだけではないということが感じられてきました。子どもたちがいくつもの人への不信、不満、耐えてきたこと、言葉にならない怒りが積み重なり、整理がつかない状態になっているなかで、ふとしたことをきっかけにそれらが情動的に噴出してしまったようにみえます。そのようにとらえていくと、怒りなど複雑な思いを子どもたちが、外(表^{おもて})に出すことは、ごく自然なことであり、もうこれ以上は抱えきれない、という子どもからのSOSのメッセージと受けとめていくべきかもしれません。暴力のきっかけは小さなことが多いのですが、その背景は多様で重く、子どもたちが一生涯かけて抱えていかなければならないものだと思います。

ます。そのように、大きく複雑で重い背景が子どもたちの中に鬱積していることを前提において、それらを一つ一つひもといっていかなければならないのだと思います。そうであれば、その怒りそのものを抑えようとしてもおそらく暴力はおさまらないのだと思います。その怒り、あるいは混沌とした背景をどうやって整理していくかを子どもと一緒に考えていくことが必要なのだと思います。

<経験の短い職員をどう支えていくか>

子どもたちが怒りの感情や葛藤を出しやすいのは、自分より力関係の弱い相手や、弱い立場に置かれている相手、また身近で自分を受け止めようとしてくれる相手だったりもします。その中で、施設職員となってまだ経験の短い職員が子どもから暴力を受けること、また経験の短い職員から子どもに対して暴力をしてしまうことが起きやすくなるようです。そうすると、職員は経験が短い1～2年の期間で疲労困憊し、バーンアウトの結果、短期で退職しやすくなることが想定されます。このサイクルを繰り返すと、必然的に経験の長い職員がいなくなってしまうかもしれません。子どもを長期的に多様な視点からよく理解して関わられる職員がいない施設では、暴力が一向におちつかなくなることが起きてきます。そうしたなかでは、子ども間暴力は高年齢児から低年齢児へも向かっていきやすくなります。暴力の世代間連鎖がとまらない、そんな事態が起これるのではないのでしょうか。

そのようにならないために一つの提案として、経験の短い職員をしっかりと支えていくこと、どんなことでも相談しやすい環境を整えていくこと、辛いこと、困ったことを何でも打ち明けられる雰囲気づくりを施設内で大切にすることが挙げられると思います。誰にも相談できず、抱え込んでしまうことが職員のバーンアウトに大きくつながりやすいのではないかと思います。

<経験の長さゆえの職人技の伝承>

経験の長い、いわゆるベテラン職員の職人技（子どもの理解の仕方、関わり方、心をつかむなど）をいかに伝えていくかも大きな課題です。子育てを伝授するには、言葉によるもの、やりとりを見て学ぶもの、感じとるもの、そのどれもが必要です。理論や理屈では説明がしにくいようなこともあるからです。料理の本をみて調理をすれば誰もが同じ料理を作ることができるようなこととは違って、子どもは常に発達し成長し続けていますし、職員もさまざまに気持ちが揺れ動きながら人としての成長をし続けています。お互いの感情が様々に動き、変化するなかではマニュアル通りやっていたらよいということではないのです。小手先の技術ではなく、子育ての専門職、つまり職人として不動なもの、一貫したものの、心のありかたとして大切なことがそこにあるのだと思います。それらをいかに次世代を担う職員や経験の短い職員、そして子どもたちに伝えていくかが課題ではないかと思えます。

<子どもとじっくり向き合えるゆとりと専門性>

職員には、子どもの生育歴や家族との関係を理解しながら関わることが求められます。子どもたちが暴力をしてしまう背景には、生まれ育った過程が影響していることが多いようです。特に虐待を受けた子どもは、自分では理解や整理ができない事情を抱えることとなり、混沌とした怒りや不満となって蓄積しています。然るべき時に子どもとともに、その重くて複雑な背景を少しずつ整理していく専門性が職員に求められてきます。

そのためには、子どもときちんと向き合ったり、思いにつき合ったりできる時間を十分にもてるようにすることが必要です。しかし、これから施設がより小規模化していく流れのなかで1人体制が多くなることは目に見えてわかります。何か事態が生じた時に応援体制がとりづらく、子どもに関する悩みを一人の職員が抱え込んでしまうこと、孤立のしやすさもあります。また、家事全般（食事、洗濯、掃除）を一人の職員が担うこともでてくるので、家事全般に要する時間のウエイトの課題があります。子どもとゆっくり向き合えないほどの家事の負担があつては本末転倒ではないでしょうか。その時点において何を最も優先的にすべきなのかを見直すことも必要です。必要な時に、必要なだけ十分に子どもと向き合える時間を保障することがここではより重要ではないでしょうか。また、子どもたちが抱えている課題を共有できる職員関係、そのための時間の確保も必要です。そうすると、やはり職員配置（人数）の課題、一人の職員が担う職務内容の課題が浮かんできます。

また、暴力的な行為で思いを表現する子どものなかで、発達に障害のある（あるいはその可能性のある）子どもたちの割合が高いという結果からも、職員は多様な障害に関する知識と理解、対応の工夫を身につけておくべきであることがわかります。こうした側面からもより高度な専門性が職員に求められていると思います。このように多様で複雑なニーズをもっている子どもたちの生活を支えていくために、多様な専門性を備えた施設職員の人材育成は重要かつ不可欠な課題といえます。

それから、子どもの成長過程において、心理的葛藤や悩みが最も高まる時期は思春期である中学時代やその前後の時期であり、この頃に内面の葛藤を暴力的な表現方法で表してしまい、他者を傷つけてしまう可能性が高いようです。これについては、児童養護施設等の職員が、思春期という成長過程の時期をいかに学び、理解しておくかということもあげられます。思春期における大人への反発、つまり反抗期は、誰もが通過する自立へのプロセスです。そこを越えることにより、落ち着いた青年期に辿り着くことができます。そのような時期の発達の心理の知識もベースにおきながら、その年齢層における発達の特有のニーズに沿った関わりを身につける必要があるものと思われます。保育士養成課程などでは、乳幼児期の子どもの発達過程に関する専門的知識は身につけやすいですが、思春期や青年期にかけた知識についても同様に専門的視点を身につけておかなければならぬと思います。

<みんなで育ちを支える体制づくり、地域づくり>

虐待を受けた子どもたちが抱えているものは深刻で、重く、一人の職員で担いきれるものではありません。複数の職員の視点で、複数の大人で子どもが抱えているものを一緒に整理していかなければならないと思います。特に暴力行為の激しい子どもは、それだけ大きく複雑な背景を抱えています。その抱えているものを複数の大人で一緒に考えてどうやってそのことを整理していったらよいかを支えていくことが必要です。一人の大人で抱えられないものを、無理に抱えこんでしまうことで悪循環のサイクルに陥ってしまうなど、子どもにとってよくない方向に進んでいくことがあります。職員のチームで、あるいは施設全体で、さらには地域の関係機関も一緒になってその子どもの抱えきれない背景を共に担っていき、育ちを支えていく視点が大切だと思います。

<さいごに>

本調査結果はアンケート・インタビューともに調査の主旨をご理解、ご賛同頂いた方のみの回答であるため、結果には偏りがあるものと思われまます。しかしながら、施設内で生じている暴力や自らの体験について振り返り、答えていただいた方、記述していただいた方の貴重な回答であると思います。今回のアンケート調査の回収率は決して高いとは言えませんが、それでも施設内で起きている暴力の課題に向き合っていこうという職員の姿勢や真摯な思いが伝わってくる回答が多くありました。しかし、その一方でこうしたことを表面化できない施設の存在も多くあることを心に留め置いておかなければならないと思います。

最後になりますが、NPO法人こどもサポートネットあいちのアンケート調査、インタビュー調査にご協力いただいた職員の皆様に心より感謝いたします。施設内での暴力というテーマであったために、本来ならば、表に出すことが躊躇されるような質問内容も多くなりましたが、子どもたちのよりよい生活づくりに向けて何かヒントが出てくれば、と快く協力して下さった多くの施設の皆様に、深くお礼申し上げます。まだ分析途中であるため、明確にできていないことが多いのですが、これからも実践に根差した調査・分析を続けて参りますので、今後ともよろしく願いいたします。

[参考文献]

東京都社会福祉協議会児童部（2007）「児童養護施設における児童の暴力問題に関する調査報告」『紀要－平成19年度版』43-53.

森田ゆり著「子どもと暴力ー子どもたちと語るために」（1999）岩波書店

イラスト／わたなべ ふみ「子どもと動物のイラスト屋さん」

<http://www.fumira.index.htm>

◆アンケート・インタビュー調査担当：吉村美由紀・長谷川真司・吉村譲

◆アンケート整理及びインタビュー協力者：

NPO 法人こどもサポートネットあいち養成講座受講生 10 名（久野香織・中山やよい
山下加帆里・刀根田理沙・梅村真季・石原達也・持山真・吉田文・柿原誠・堀江美希）

